

京都府循環型社会形成計画（第 3 期）

令和 4（2022）年 3 月

京 都 府

目 次

第 1 章	はじめに	1
第 1 節	計画改定の目的	1
第 2 節	計画期間	1
第 3 節	計画の位置付け	1
第 2 章	廃棄物処理の現状と課題	5
第 1 節	一般廃棄物の現状と課題	5
1	一般廃棄物の排出状況	5
2	一般廃棄物の処理状況	6
3	目標達成状況と課題	9
4	処理施設の整備状況	10
第 2 節	産業廃棄物の現状と課題	14
1	産業廃棄物の排出状況	14
2	産業廃棄物の処理状況	17
3	目標達成状況と課題	21
4	処理施設の整備状況	22
第 3 節	施策の取組状況	23
1	3Rの推進	23
2	廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり	28
3	非常災害時における廃棄物処理体制の構築	30
4	新たな課題対応	31
第 3 章	京都府が目指す循環型社会のビジョン	33
第 4 章	計画の目標	35
第 1 節	一般廃棄物及び産業廃棄物の目標	35
1	一般廃棄物に関する目標	35
2	産業廃棄物に関する目標	36
第 2 節	プラスチックごみ及び食品ロスの目標	37
1	プラスチックごみの目標	37
2	食品ロスの目標	37
第 3 節	施策指標の目標	38

第5章 施策の展開	39
第1節 3R・適正処理の推進	39
1 一般廃棄物の3Rの推進	39
2 産業廃棄物の3Rの推進	40
3 廃棄物の適正処理の推進	41
4 廃棄物処理施設の整備促進	42
5 不適正処理対策	43
6 京都府の率先行動等	43
第2節 オール京都によるパートナーシップの強化	43
1 エシカル消費など関係団体との取組連携	43
2 府民が一体となった不法投棄の監視強化	44
3 多様な主体と連携した散乱ごみや海岸漂着物処理の体制構築	44
4 産学公による資源循環モデル事業の展開	44
5 循環型社会を担う人材の育成	44
第3節 気候変動対策等へのチャレンジ	45
1 緩和策（廃棄物分野における温室効果ガス削減）の強化	45
2 廃棄物処理の強靱化、適応策（災害廃棄物処理対策等）の強化	45
3 グリーンリカバリーを踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出	46
第6章 各主体の役割	47
第1節 循環型社会形成を推進するための各主体の役割	47
1 府民の役割	47
2 民間団体の役割	47
3 観光客の役割	47
4 事業者の役割	48
5 廃棄物処理事業者の役割	48
6 市町村の役割	48
7 府の役割	49
第7章 計画の進行管理	50

第1章 はじめに

第1節 計画改定の目的

本府では、天然資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の喪失等の課題に対応するため、平成29(2017)年3月に「京都府循環型社会形成計画(第2期)」(計画期間:平成23(2011)年度から令和2(2020)年度まで。以下「第2期計画」という。)を見直し、「3Rの推進」、「廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり」、「非常災害時における廃棄物処理体制の構築」を基本方向に掲げて、各種施策を推進してきた。

地域循環共生圏の実現に向け、AI・IoT等の先端技術の進展を踏まえ、サーキュラー・エコノミー(循環経済)を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応していくために第2期計画を改定する。

本計画では、「持続可能な開発目標(SDGs)」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。

第2節 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする。

第3節 計画の位置付け

「循環型社会形成推進基本法」に基づく計画であるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置付ける。

また、本計画は、「京都府総合計画」や「京都府環境基本計画」の廃棄物分野の個別計画であり、「京都府食品ロス削減推進計画」や「京都府プラスチックごみ削減実行計画」、「京都府災害廃棄物処理計画」等の上位計画に該当する。

コラム1 SDGs

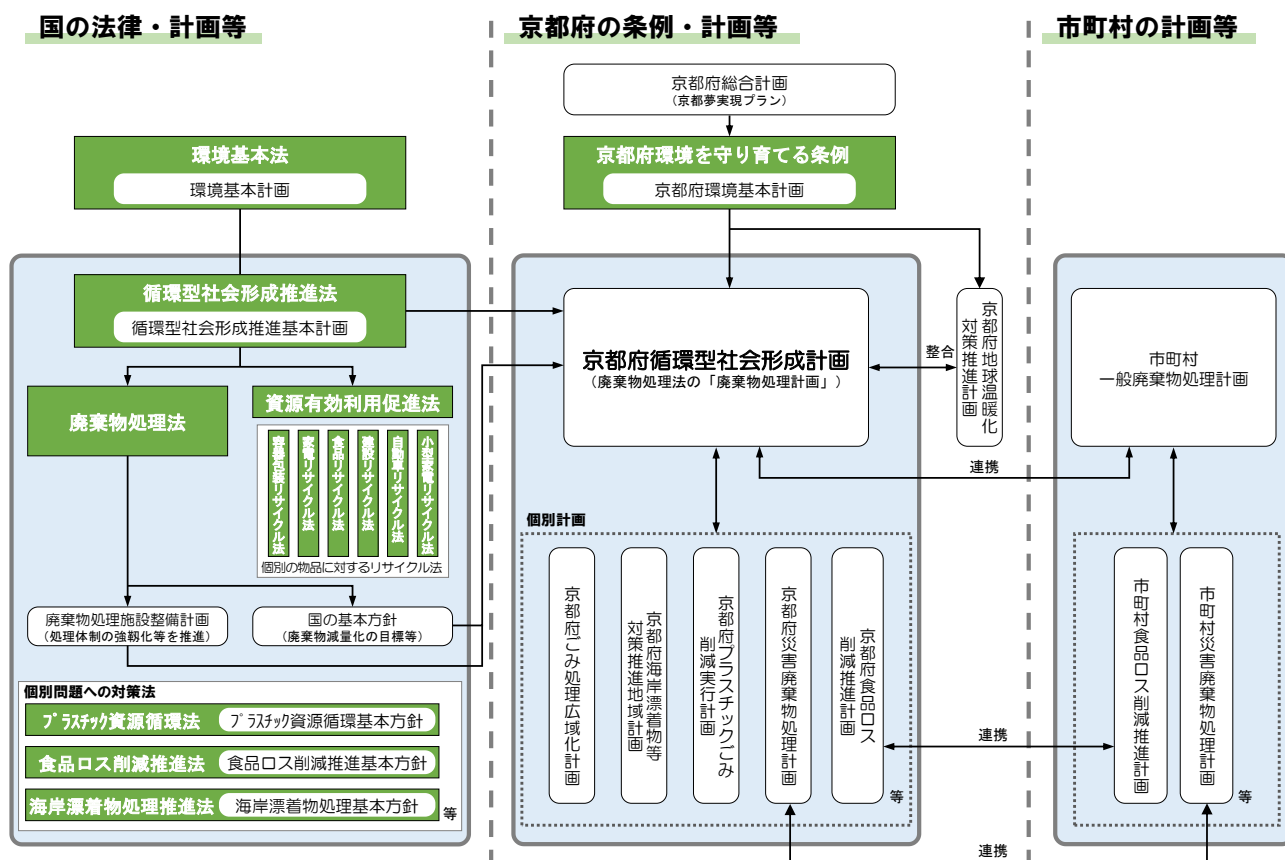
持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goalsの略)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰ひとり取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。



出典:外務省「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて日本が果たす役割

計画の位置付け



【近年の動向】

(1) 国際的な動き

- ・新興国を中心とした経済成長、人口増加による資源消費量増大、環境問題の深刻化
- ・持続可能な開発目標（SDGs）の策定
- ・サーキュラー・エコノミー（循環経済）への取組
- ・「パリ協定」の発効
- ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」採択

(2) 国内の動き

- ・第4次循環型社会形成基本計画の策定
- ・地域循環共生圏の創造を目指す第5次環境基本計画の策定
- ・地球温暖化対策計画改定（2030年度までに温室効果ガス46%削減目標）
- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布
- ・災害の頻発化による災害廃棄物の増加
- ・人口減少・少子高齢化による循環型社会分野の人材不足
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式やごみ質の変化
- ・AI・IoTやロボット等の先端技術の進展

コラム2 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言

本府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2（2020）年2月に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、令和2（2020）年12月には「京都府地球温暖化対策条例」の改正を行った。

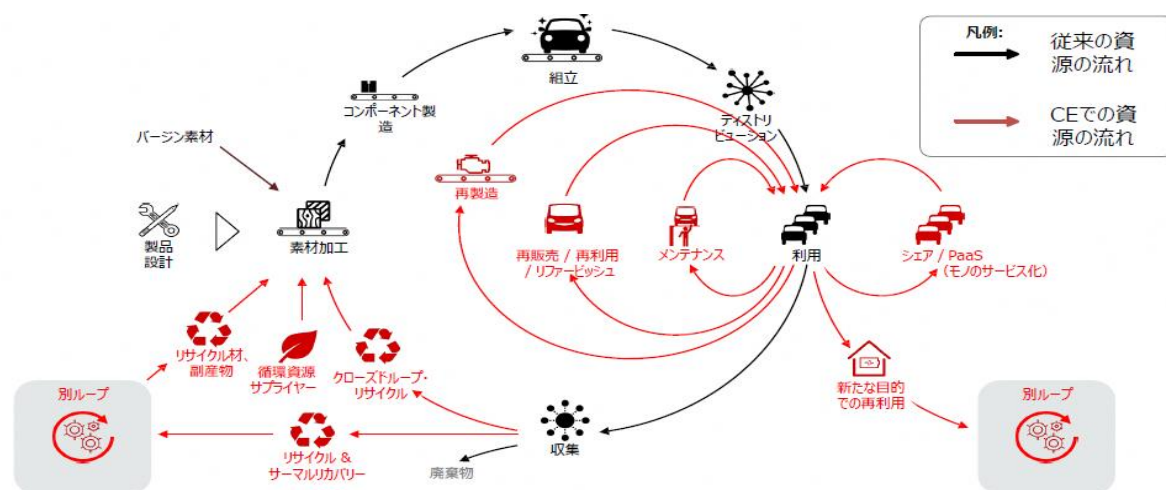
改正条例では新たな温室効果ガス削減目標として「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すとともに、当面の目標として、温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比40％以上削減することを明記している。



図1-1 地域循環共生圏（出典：環境省資料）

コラム3 サークュラー・エコノミー（環境省資料）

サーキュラー・エコノミー（循環経済）とは、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指すものである。これは、シェアリングやサブスクリプション※といった循環性と収益性を両立する新しいビジネスモデルの広がりも踏まえ、従来の3Rを、持続可能な経済活動として捉え直したものである。



※ 商品の購入代金やサービスの利用料を毎回請求するのではなく、一定期間利用することができる権利に対して料金を請求するビジネスモデル。一般的には、料金を支払っている間は自由に商品やサービスを利用することが可能

コラム4 いわゆる“プラ新法”

令和3（2021）年6月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布された（令和4（2022）年4月1日施行）。この法律は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、①基本指針を定める②個別事項について措置する内容（プラスチック再資源化に資する環境配慮設計の策定、運用など）となっている。

同法ではワンウェイプラスチックの使用の合理化に係る措置等が規定され、例えば、コンビニエンスストアにおいて、プラスチックのスプーンやフォーク（カトラリー）を辞退した場合、代わりにサービスポイントを付与すること等を求めており、これにより使い捨てプラに頼らないライフスタイルに変革することを促すこととしている。



第2章 廃棄物処理の現状と課題

第1節 一般廃棄物の現状と課題

1 一般廃棄物の排出状況

令和元（2019）年度の府内の排出量は796千トンであり、近年は減少傾向で推移している。1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量は836グラムであり、全国値を大きく下回るものの、近年、その減少割合は鈍化している。

ごみ排出量の内訳は、生活系ごみが493千トン（62％）で、事業系ごみが303千トン（38％）である。

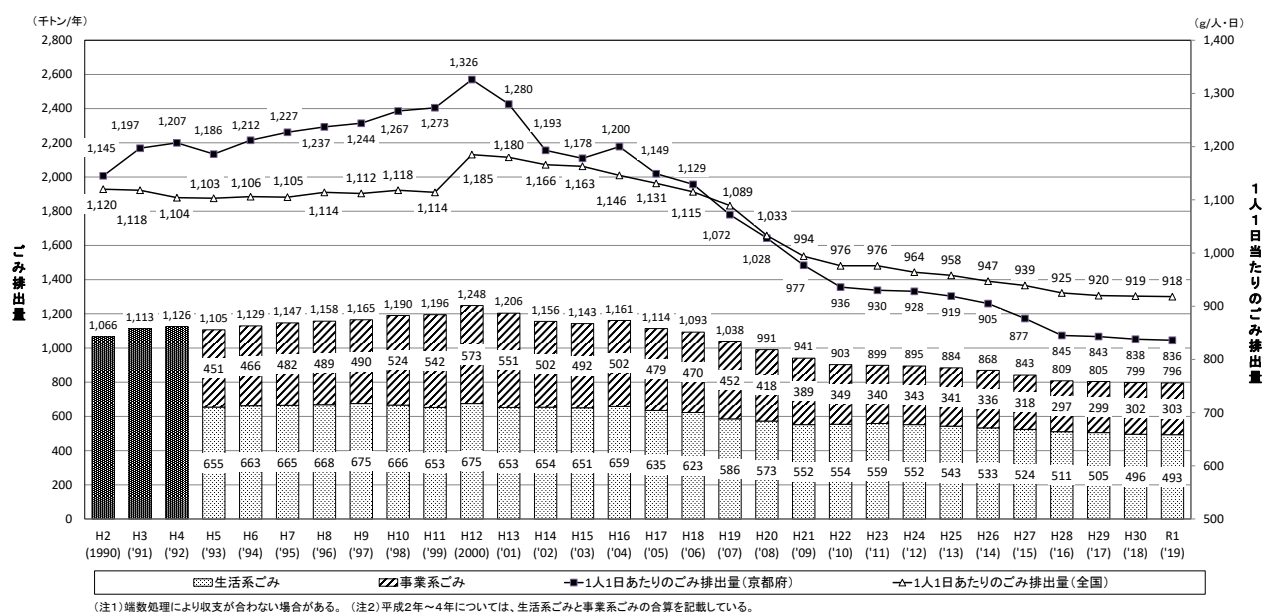


図2-1 ごみ排出量の推移

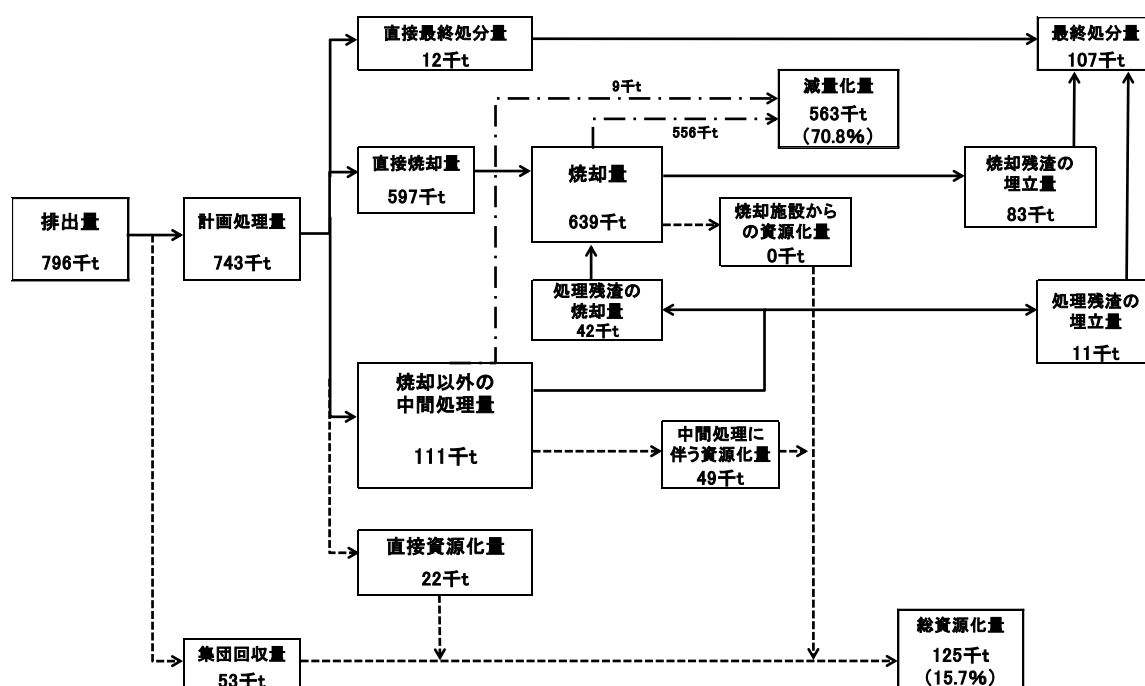
2 一般廃棄物の処理状況

(1) 一般廃棄物の処理状況

ごみ排出量から集団回収量を除いた、令和元（2019）年度の府内のごみの計画処理量は 743 千トンである。

ごみの計画処理量の内訳は、直接資源化されたものが 22 千トン、焼却、破碎等により中間処理されたものが 708 千トン（直接焼却量 597 千トン、焼却以外の中間処理量 111 千トン）、直接最終処分されたものが 12 千トンである。

中間処理されたごみ 708 千トンは、処理の結果、49 千トンが資源化され、94 千トンが最終処分されている。



(注) 端数処理により収支が合わない場合がある。

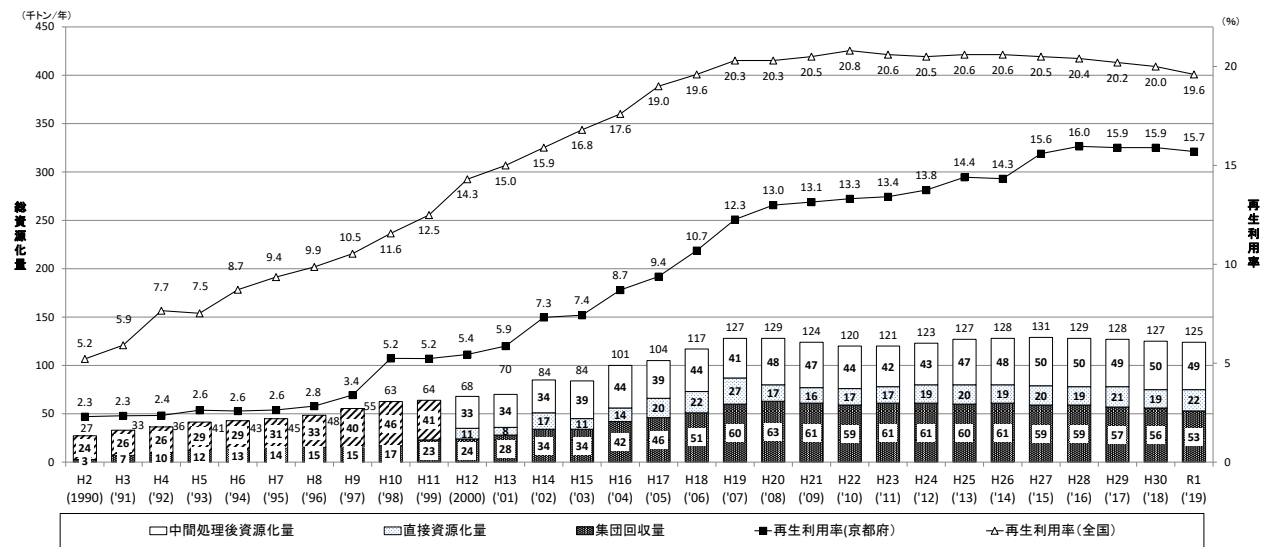
図 2-2 ごみ処理フロー図

(2) 一般廃棄物の再生利用状況

令和元(2019)年度の府内の総資源化量は125千トンであり、再生利用率は15.7%である。総資源化量の内訳は、市町村等において分別収集や中間処理により資源化された量が71千トン(分別収集による直接資源化量が22千トン、中間処理後資源化量が49千トン)、自治会等の集団回収によって資源化された量(集団回収量)が53千トンである。

再生利用率は、平成28(2016)年度までは増加傾向であるが、それ以降は横ばいとなっている。

京都府の再生利用率は15.7%と全国平均の19.6%と比べて低く、再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、紙類、金属類及びガラス類が全国値を下回っている。



(注1) 焼却処理により収支が合わない場合がある。(注2) 平成11(1999)年以前は中間処理後資源化量及び直接資源化量の和のみを記載。

図2-3 総資源化量及び再生利用率の推移

表2-1 再生利用率の全国値との比較(令和元(2019)年度実績)

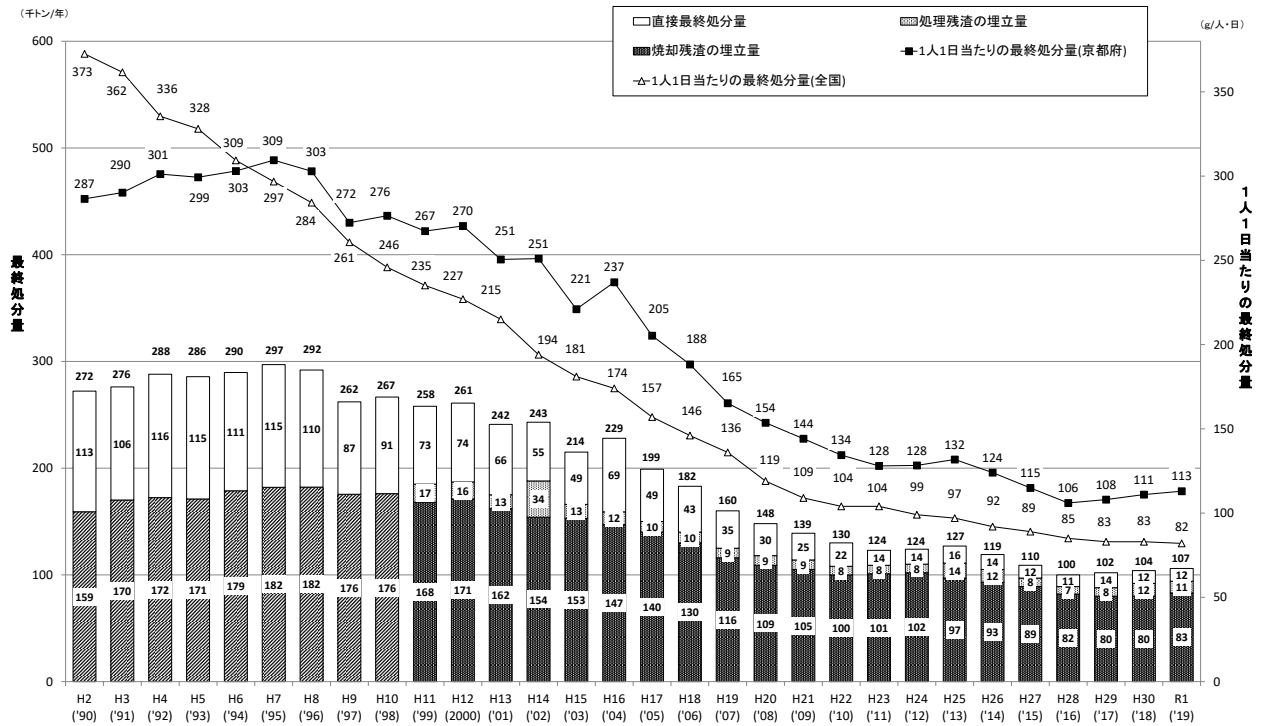
項目	重量(t)		再生利用率(%)	
	京都府	全国	京都府	全国
ごみの総処理量+集団回収量	796,455	42,736,787	—	—
総資源化量	125,065	8,397,681	15.7	19.6
(内訳)	(資源化量内訳)		(再生利用率内訳)	
紙類	51,834	3,386,528	7.0	8.3
金属類	8,623	848,593	1.1	2.0
ガラス類	10,184	703,767	1.3	1.7
ペットボトル	5,330	315,253	0.7	0.7
プラスチック類	17,656	720,697	2.4	1.8
布類	3,364	194,329	0.5	0.5
その他	28,074	2,228,515	3.8	5.4

(注)・端数処理により収支が合わない場合がある。

(3) 一般廃棄物の最終処分状況

令和元（2019）年度の府内の最終処分量は107千トンであり、減少傾向が続いていたが、平成28（2016）年度以降は横ばいである。また、1人1日当たりの最終処分量は113グラムであり、全国値よりも高い値で推移している。

最終処分量の内訳は、焼却残渣の埋立量が83千トン、焼却以外の中間処理残渣の埋立量が11千トン、直接最終処分量が12千トンとなっており、焼却残渣が最終処分量全体の77.6%を占めている。



(注1) 繰越処理により収支が合わない場合がある。(注2) 平成10(1998)年以前は処理残渣の埋立量及び焼却残渣の埋立量の和を焼却残渣の埋立量として把握している。

図2-4 最終処分量の推移

3 目標達成状況と課題

(1) 一般廃棄物に係る目標達成状況

第2期計画では、令和2（2020）年度を目標年度として目標値を定めていたが、当該年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い国内初の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が度重なり実施された。

これにより家庭生活の変化や事業活動の停滞が生じた影響で、一過的な排出量の増減が確認されているため、影響の少ない令和元（2019）年度実績により目標達成状況を評価することとした。

令和元（2019）年度実績では、平成22（2010）年度実績と比べて排出量や最終処分量はいずれも減少し、再生利用率も向上しているものの、計画どおりに削減が進まず、目標達成はできなかった。

表2-2 一般廃棄物に係る目標達成状況

項目	平成22（2010）年度 実績値	令和元（2019）年度 実績値	令和2（2020）年度 目標値
排出量	903 千 t	796 千 t	705 千 t
再生利用率	13.3%	15.7%	18.3%
減量化率	72.6%	70.8%	68.7%
最終処分量	130 千 t	107 千 t	92 千 t

（注）減量化率には、再生利用量を含まない。

(2) 課題

ア 排出量

府内のごみ排出量は、平成28（2016）年度頃までは減少傾向で推移してきたが、それ以降の減少割合は鈍化している。1人1日当たりのごみ排出量で見ると、生活系は微減傾向であるが事業系は横ばいである（図2-1）。

今後、生活系及び事業系で、更なるごみの排出量削減を図るために、2R（発生抑制、再使用）の取組を推進する必要がある。

イ 再生利用率

紙類、金属類、ガラス類の再生利用率が全国平均より低くなっている（表2-1）が、これは、都市部を中心に浸透している民間事業者による回収が、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」の結果に含まれないことなどが一因になっている。今後、一般廃棄物の処理状況の正確な把握など、市町村と一体となって取り組む必要がある。

ウ 最終処分量

最終処分量については、平成8（1996）年度から減少傾向で推移してきたが、近年は横ばいになっている（図2-4）。

なお、ごみ排出量は減少傾向にあるが、焼却残渣の最終処分量は増えている。

これは、近隣に灰のセメント化施設が無いなどの理由から焼却灰及びばいじんの有効利用が進んでいないことが一因である。

今後、市町村と情報共有を図りながら、焼却残渣の有効利用を推進する必要がある。

4 処理施設の整備状況

(1) 一般廃棄物処理施設の整備状況

ア 一般廃棄物焼却施設の稼働状況

ごみ焼却施設は17施設稼働しており、処理能力別に見ると、100 t / 日以上が9施設、50～100 t / 日が5施設、50 t 未満が3施設ある。

17施設のうち、13施設において熱回収や発電がされており、発電設備を備えた施設は、そのうち8施設である。

表 2 - 3 一般廃棄物焼却施設の稼働状況

(令和3(2021)年3月稼働中施設)

番号	地方公共団体名	施設名称	使用開始年度	処理能力 (t/日)	発電能力 (kW)	処理方式	炉数	余熱利用の状況	令和2年度 処理量 (t/年度)
1	京都市	京都市南部クリーンセンター第一工場	1986	600	8,800	ストーカ式 (可動)	2	場内温水, 場内蒸気, 発電 (場内利用), 発電(場外利用)	61,051
2		京都市北部クリーンセンター	2006	400	8,500	ストーカ式 (可動)	2	場内温水, 場内蒸気, 発電 (場内利用), 発電(場外利用)	95,052
3		京都市東北部クリーンセンター	2001	700	15,000	ストーカ式 (可動)	2	場内温水, 場内蒸気, 発電 (場内利用)	52,081
4		京都市南部クリーンセンター第二工場(焼却施設)	2019	500	14,000	ストーカ式 (可動)	2	場内温水, 場内蒸気, 発電 (場内利用), 発電(場外利用)	141,090
5	福知山市	福知山市ごみ焼却施設	1999	150		ストーカ式 (可動)	2	場内温水	17,780
6	舞鶴市	舞鶴市清掃事務所(第二工場)	1983	60		ストーカ式 (可動)	2	無し	9,835
7		舞鶴市清掃事務所(第一工場)	1993	80		ストーカ式 (可動)	2	無し	10,935
8	亀岡市	桜塚クリーンセンター	1997	120		ストーカ式 (可動)	3	場内温水	22,587
9	京田辺市	環境衛生センター甘南備園焼却施設	1986	80		流動床式	2	場内温水	15,656
10	京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター	1997	42		ストーカ式 (可動)	2	無し	9,949
11		京丹後市峰山クリーンセンター	2002	21		ストーカ式 (可動)	2	無し	4,974
12	乙訓環境衛生組合	150t/日ごみ処理施設	1995	150		ストーカ式 (可動)	2	場内温水	17,762
13		75t/日ごみ処理施設	2002	75	1,200	ストーカ式 (可動)	1	場内温水, 発電(場内利用), 発電 (場外利用)	19,483
14	城南衛生管理組合	クリーン21長谷山	2006	240	4,900	ストーカ式 (可動)	2	発電(場内利用), 発電(場外利用)	53,359
15		クリーンパーク折居	2018	115	2,110	ストーカ式 (可動)	2	発電(場内利用), 発電(場外利 用), 場外温水	31,793
16	木津川市精華町 環境施設組合	環境の森センター・きづがわ	2018	94	1,220	ストーカ式 (可動)	2	発電(場内利用)	23,611
17	宮津与謝環境組 合	宮津与謝クリーンセンター	2020	30		ストーカ式 (可動)	1	場内温水	7,459
合計				3,457	55,730				594,457

イ 粗大ごみ処理施設の稼働状況

粗大ごみ処理施設は5施設稼働しており、処理方式別に見ると、破碎施設が4施設、破碎及び圧縮の併用施設が1施設ある。

表 2 - 4 粗大ごみ処理施設の稼働状況

番号	地方公共団体名	施設名	使用開始年度	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理方式	(令和3(2021)年3月稼働中施設)	
							令和2年度実績	
							年間処理量 (t/年度)	資源回収量 (t/年度)
1	京都市	京都市東北部クリーンセンター破碎施設	2001	80	粗大ごみ	破碎	9,450	34
2		京都市南部クリーンセンター資源化処理施設	2019	180	粗大ごみ	破碎	14,677	912
3	福知山市	木材処理設備	1999	24	粗大ごみ, 可燃ごみ	破碎	662	0
4	京丹後市	大型破碎機(ガラバゴス)	2000	20	粗大ごみ	破碎	794	794
5	城南衛生管理組合	リサイクルセンター長谷山	2014	60	粗大ごみ, 不燃ごみ, その他	併用	14,344	529
5施設計				364			39,927	2,269

ウ 資源化施設の稼働状況

資源化等の施設は17施設稼働しており、処理方式別に見ると、選別・圧縮・梱包等を行う施設が13施設、その他(燃料化、メタン化)を行う施設が4施設ある。

表 2 - 5 資源化施設の稼働状況

(令和2(2020)年度稼働施設)								
番号	地方公共団体名	施設名	使用開始年度	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	(令和2(2020)年度実績)	
							年間処理量 (t/年度)	搬出量 (t/年度)
1	京都市	京都市横大路学園	2007	20.0	プラスチック	選別、圧縮・梱包	3,000	2,644
2		京都市南部資源リサイクルセンター	1999	60.0	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	6,610	5,057
3		京都市北部資源リサイクルセンター	2006	40.0	金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	6,861	5,729
4		京都市西部圧縮梱包施設	2007	60.0	プラスチック	選別、圧縮・梱包	8,031	6,747
5		京都市廃食用油燃料化施設	2004	4.4	廃食用油	BDF化	393	368
6		京都市南部クリーンセンター第二工場(バイオガス化施設)	2019	60.0	混合(未分別)ごみ	メタン化	8,402	5,163
7	福知山市	リサイクルプラザ	2003	22.0	金属類、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、圧縮・梱包	4,152	1,892
8	舞鶴市	舞鶴市リサイクルプラザ	1998	40.0	金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック	選別、圧縮・梱包	4,140	2,292
9	綾部市	綾部市クリーンセンター	2002	50.0	可燃ごみ、生ごみ(厨芥類)、プラスチック類	固形燃料化(RDF)	6,731	3,670
10	亀岡市	亀岡市資源化施設(エコピア亀岡内缶プレス設備棟)	2007	4.0	金属類	選別、圧縮・梱包	271	192
11	京田辺市	環境衛生センター甘南備園リサイクル施設	2006	16.0	金属類、ペットボトル、剪定枝、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、圧縮・梱包、その他	1,808	546
12	京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター(リサイクルプラザ)	2002	7.0	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	選別、圧縮・梱包	802	802
13	乙訓環境衛生組合	リサイクルプラザ	1998	46.0	金属類、ガラス類、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、圧縮・梱包	3,717	0
14	城南衛生管理組合	エコ・ポート長谷山	1998	46.2	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル	選別、圧縮・梱包	3,699	2,878
15		リサイクルセンター長谷山	2014	17.0	プラスチック	選別、圧縮・梱包	3,119	2,309
16	宮津与謝環境衛生組合	宮津与謝クリーンセンター	2020	15.0	金属類、ガラス類、その他資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、圧縮・梱包	3,893	1,573
17		宮津与謝クリーンセンター	2020	21.0	可燃ごみ	メタン化	5,452	0
合計				528.6			71,081	41,862

エ 最終処分場の稼働状況

最終処分場は20施設稼働しており、令和2（2020）年度末時点での残余容量は、3,632千 m^3 であり、年々減少傾向にある。

表2-6 最終処分場の稼働状況

番号	地方公共団体名	施設名	埋立開始年度	埋立場所	埋立地面積 (m^2)	全体容積 (m^3)	(令和2（2020）年度稼働施設) 令和2（2020）年度実績	
							埋立容量 (覆土を含む) ($\text{m}^3/\text{年度}$)	残余容量 (m^3)
1	京都市	京都市東部山間埋立処分地	2000	山間	240,000	4,500,000	23,910	3,188,527
2	福知山市	福知山市不燃物埋立処分場	1988	山間	85,800	1,095,000	22,324	60,000
3		三和町一般廃棄物最終処分場	2002	山間	4,700	19,800	1,350	4,242
4	舞鶴市	舞鶴市一般廃棄物最終処分場	2009	山間	18,000	100,000	6,484	18,678
5	綾部市	綾部市クリーンセンター	1999	山間	8,900	78,000	154	345
6		綾部市第2最終処分場	2015	山間	8,900	46,000	2,591	38,044
7	宮津市	東部不燃物処理場	1999	山間	12,320	82,000	1,065	26,948
8	亀岡市	エコトピア亀岡	2007	山間	16,000	77,920	1,817	34,192
9	京田辺市	環境衛生センター天王碧水園	2000	山間	17,300	62,000	202	6,947
10	京丹後市	京丹後市峰山最終処分場	2001	山間	10,000	43,000	3,513	5,500
11		京丹後市大宮最終処分場	1983	山間	13,500	63,300	587	22,378
12		京丹後市網野最終処分場	2002	山間	12,000	75,000	1,944	7,501
13		京丹後市久美浜最終処分場	2005	山間	3,250	24,800	633	7,367
14	木津川市	木津川市桜台環境センター	1981	山間	14,231	37,639	12	25,457
15	伊根町	伊根町一般廃棄物最終処分場	2000	山間	2,100	10,500	0	2,717
16	与謝野町	与謝野町一般廃棄物加悦最終処分場	1997	山間	9,500	50,000	395	748
17		与謝野町一般廃棄物岩滝最終処分場	1999	山間	4,600	29,000	307	1,816
18		与謝野町一般廃棄物野田川最終処分場	2003	山間	9,550	55,000	301	31,224
19	乙訓環境衛生組合	勝竜寺埋立地	1981	平地	37,761	318,100	739	56,128
20	城南衛生管理組合	グリーンヒル三郷山	2001	山間	17,000	200,000	6,833	93,740
20施設計							75,161	3,632,499

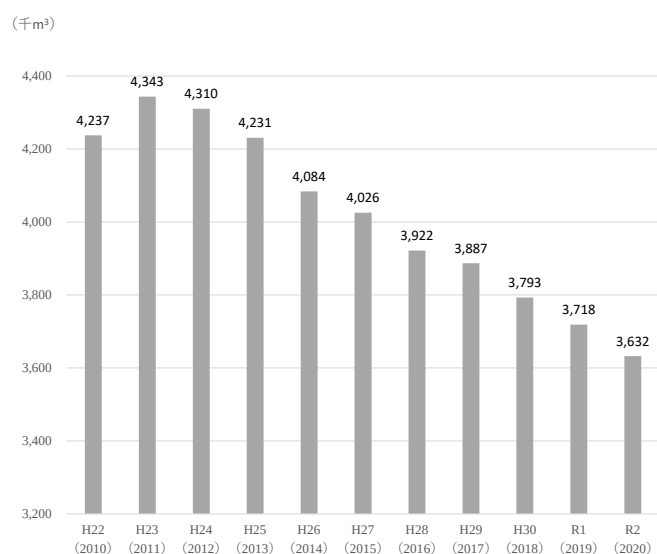


図2-5 最終処分場の残余容量の推移

(2) 大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス事業）

大阪湾広域臨海環境整備センターにより、近畿2府4県168市町村（令和3（2021）年10月現在）を対象圏域とした一般廃棄物及び産業廃棄物が大阪湾に設けられた最終処分場に海面埋立てされている。

京都府では、本事業の円滑な推進を図るため、受入対象区域の京丹波町・南丹市以南の19市町村とともに出資し、関係団体と十分連携を保ち、本事業に積極的に参画しており、市町村等が焼却残渣等を搬入している。

表2-7 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

所在地	大阪市北区中之島二丁目2番2号大阪中之島ビル9階
設立	昭和57（1982）年3月1日
資本金	1億3,690万円
出資団体	近畿2府4県168市町村（京都府：1府10市9町村）、4港湾管理者
業務	①港湾管理者の委託業務 （廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持管理、廃棄物の海面埋立による土地造成等） ②地方公共団体の委託業務 （一般廃棄物等の最終処分場の建設、一般廃棄物等の海面埋立等） ③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物の海面埋立等

〈同センターの廃棄物埋立場所及び容量〉

埋立処分場	位置	面積 (ha)	埋立容量（単位：万m ³ ）				
			一般 廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上 残土	浚渫 土砂	計
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	220	290	700	390	1,600
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	390	720	1,270	720	3,100
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	720	620	160	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	590	530	280	0	1,400
計		499	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

第2節 産業廃棄物の現状と課題

1 産業廃棄物の排出状況

(1) 産業廃棄物の種類別・業種別排出量

ア 産業廃棄物の種類別排出量

令和元（2019）年度の府内の産業廃棄物の排出量は4,402千トンであり、平成22（2010）年度と比較すると、概ね横ばいで推移している。

種類別でみると、汚泥が2,390千トン（54.3%）と最も多く、がれき類が789千トン（17.9%）、ばいじんが377千トン（8.6%）、動物のふん尿が238千トン（5.4%）の順になっており、この4品目で全体の86.2%を占めている。

平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの排出量の増減をみると、汚泥が143千トン減少しているが、一方、がれき類が141千トン増加しており、全体として大きく変わっていない。

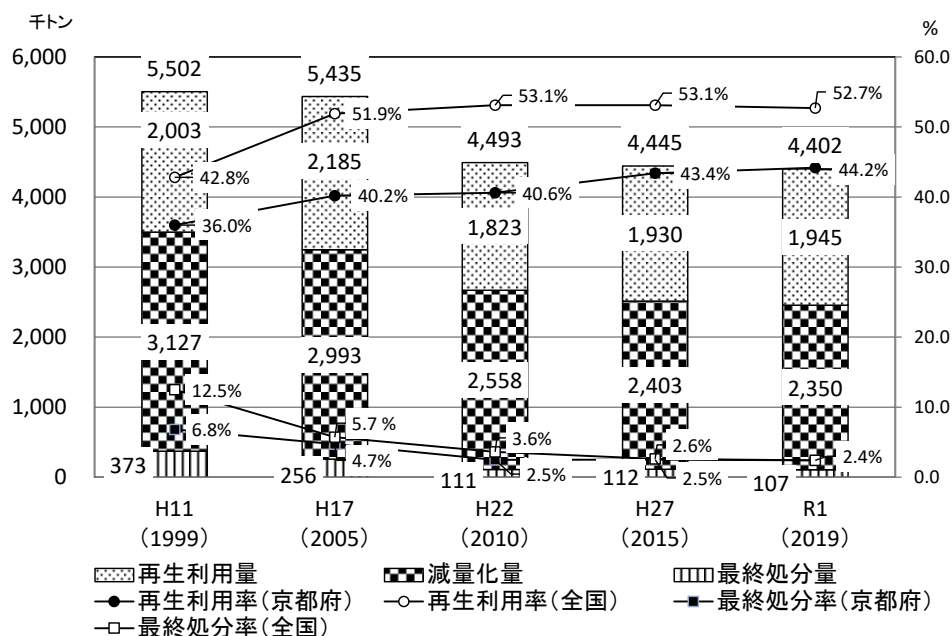


図2-6 産業廃棄物の排出量の推移

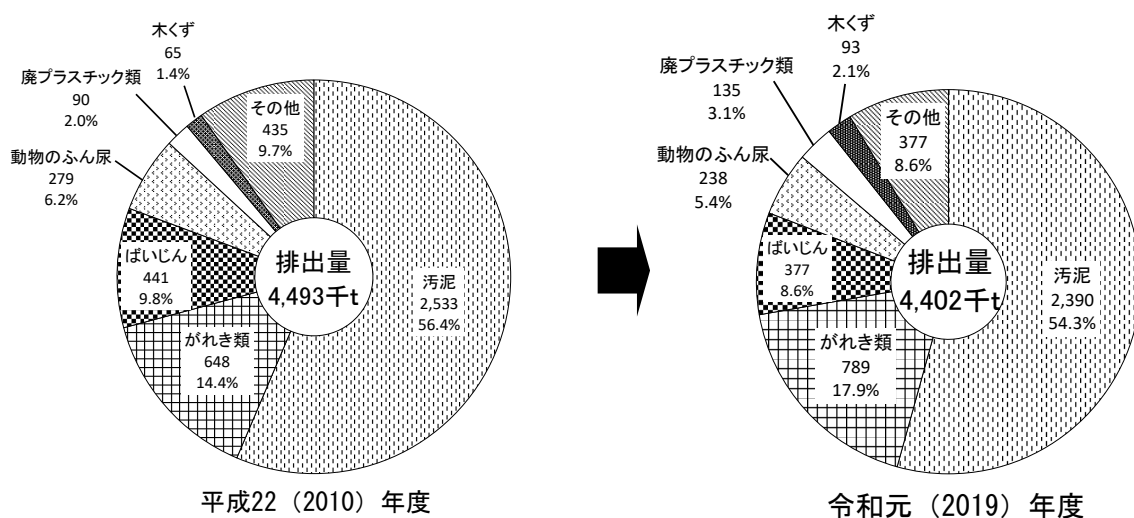


図2-7 産業廃棄物の種類別排出量

イ 産業廃棄物の業種別排出量

業種別にみると、電気・水道業が2,380千トン（54.1%）と最も多く、建設業が1,002千トン（22.8%）、製造業が654千トン（14.9%）、農業が239千トン（5.4%）の順になっており、この4業種で全体の97.1%を占める。

さらに種類別でみると、電気・水道業では汚泥とばいじんの、建設業ではがれき類の、製造業では汚泥の、農業では動物のふん尿の排出量が多い。

平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの排出量の増減をみると、電気・水道業が182千トン、農業が41千トン減少しているが、建設業は100千トン増加している。

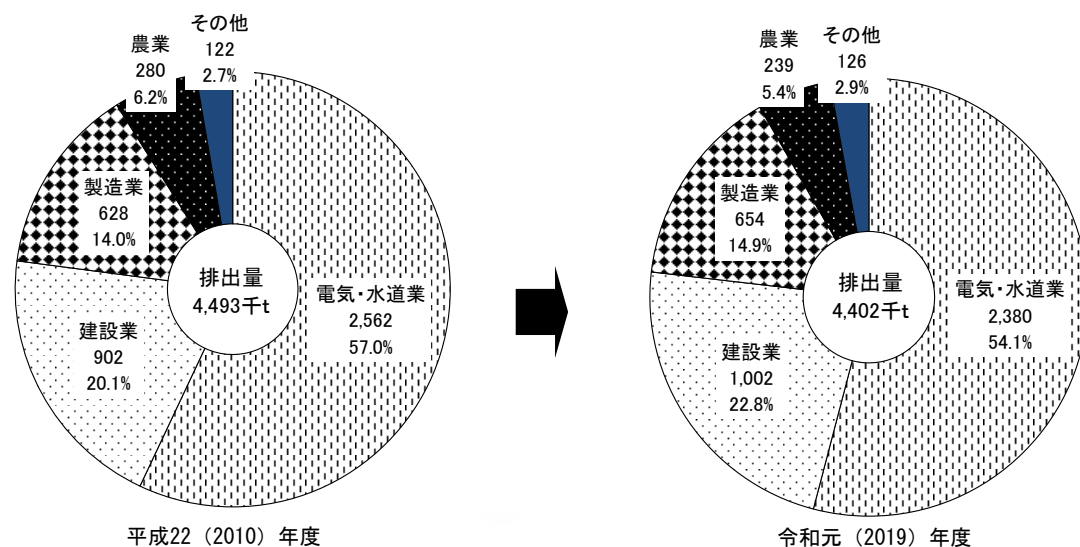


図 2－8 産業廃棄物の業種別排出量

表 2－8 産業廃棄物の業種別・種類別の排出量

業 種		(単位:千t/年)													
種 類	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報・通信業	運輸業	卸・小売業	宿泊・飲食	教育・学習	医療・福祉	サービス業※1	その他の業種※2	
合計	4,402	239	7	1,002	654	2,380	3	14	46	14	7	23	9	3	
燃え殻	4			0	1	3	0			0		0			
汚泥	2,390		7	85	287	1,999		0	7	1	0	0	4	0	
廃油	35			1	28	0	0	0	3	3	0	0	0	0	
廃酸	15			0	14	0			0		0	0	0	0	
廃アルカリ	8			1	7	0		0	0		0	0	0	0	
廃プラスチック類	135	1	0	14	74	0	1	7	14	8	3	11	2	1	
紙くず	17			2	15										
木くず	93		0	71	15	0	2	2	1	0	0	0	0	1	
繊維くず	2			1	0										
動植物性残さ	64				64										
動物系固形不要物															
ゴムくず	0				0	0				0			0		
金属くず	38		0	7	15	0	0	2	9	1	2	1	2	0	
ガラス陶磁器くず	63			26	32	1	0	0	2	1	0	1	0	0	
鉱さい	73			0	73	0					0				
がれき類	789			768	17	0	0	1	3	0	0		0	0	
ばいじん	377			0	1	377									
動物のふん尿	238	238													
動物の死体	0	0													
水銀廃棄物	1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他産業廃棄物	58			25	11	0	0	1	6	1	2	11	1	0	

注)※1 サービス業は、「学術・専門」、「生活・娯楽」、「サービス業」の合計値である。

※2 その他の業種は、「林業」、「漁業」、「物品賃貸業」、「公務」の合計値である。

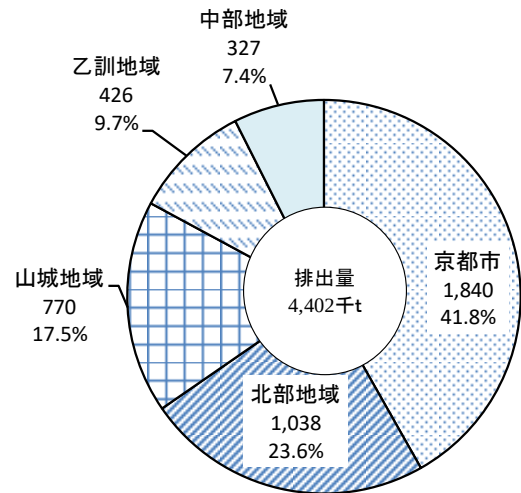
「0」表示は500t/年未満であること、空欄は該当値がないことを示している。

(2) 産業廃棄物の地域別排出量

排出量を地域別にみると、京都市が1,840千トン(41.8%)、北部地域が1,038千トン(23.6%)、山城地域が770千トン(17.5%)、乙訓地域が426千トン(9.7%)、中部地域が327千トン(7.4%)となっている。

排出量の多い京都市では、汚泥の排出量が最も多くなっているが、これは、下水道汚泥によるものである。

また、北部地域では、ばいじんが多くなっているが、これは、火力発電所が立地しているためである。



令和元(2019)年度

図2-9 産業廃棄物の地域別排出量

表2-9 産業廃棄物の地域別・種類別の排出量

(単位:千t/年)

地 域 種 類	合 計	京都市	北部地域	中部地域	乙訓地域	山城地域
合 計	4,402	1,840	1,038	327	426	770
燃え殻	4	1	3	0	0	0
汚泥	2,390	1,090	341	137	361	461
廃油	35	16	5	2	1	12
廃酸	15	2	10	2	0	1
廃アルカリ	8	4	1	1	1	1
廃プラスチック類	135	56	15	7	3	55
紙くず	17	7	1	0	0	8
木くず	93	48	18	4	5	18
繊維くず	2	1	0	0	0	0
動植物性残さ	64	2	12	10	2	38
動物系固形不要物						
ゴムくず	0	0	0	0		0
金属くず	38	25	6	2	2	4
ガラス陶磁器くず	63	20	17	1	2	22
鉱さい	73	30	42	0	0	1
がれき類	789	492	93	26	49	130
ばいじん	377		377	0	1	0
動物のふん尿	238	1	93	135	0	8
動物の死体	0		0	0		0
水銀廃棄物	1	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物	58	42	3	1	1	11

(注1)「0」表示は500t/年未満であること、空欄は該当値がないことを示している。

(注2)端数処理により収支が合わない場合がある。

地域区分	保健所区分	対象市町村
京都市		京都市
北 部	丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
	中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
	中丹西保健所	福知山市
中 部	南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
乙 訓	乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山 城	山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
	山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 産業廃棄物の処理状況

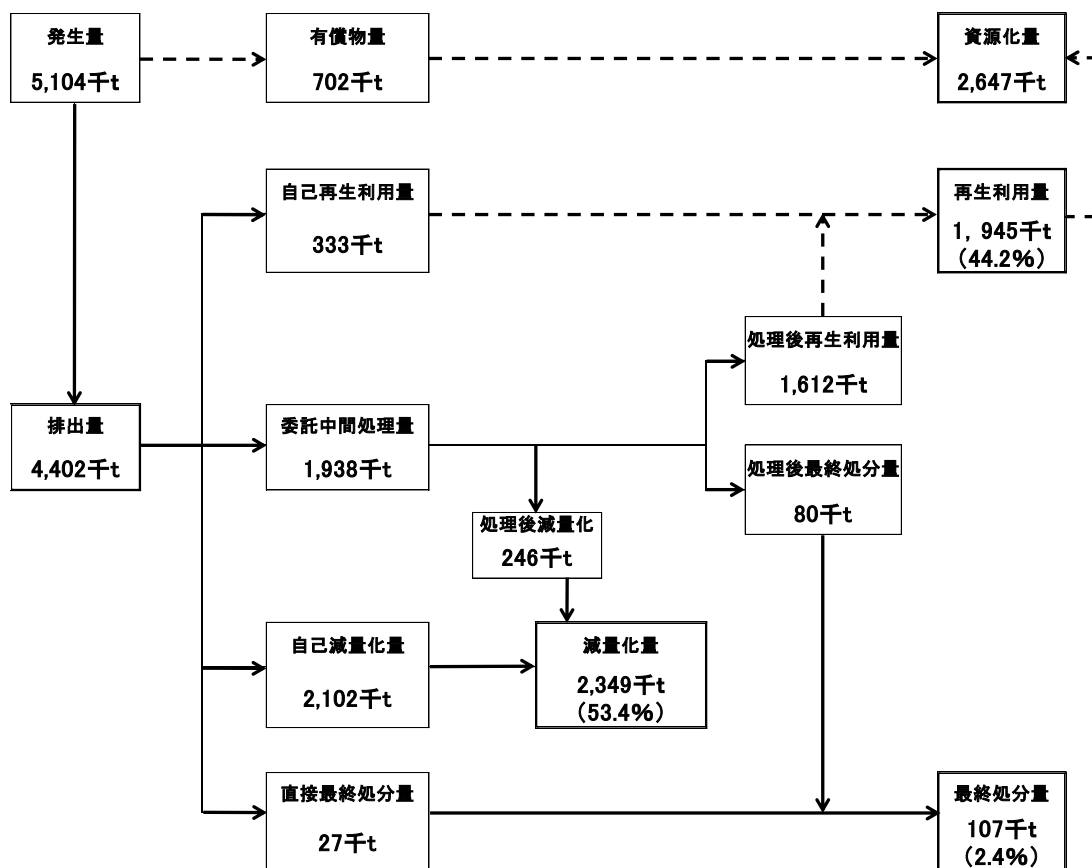
(1) 産業廃棄物の処理状況

令和元（2019）年度の産業廃棄物 4,402 千トンの内訳は、排出事業者自ら再生利用した量が 333 千トン、委託により中間処理された量が 1,938 千トン、排出事業者自らの中間処理により減量化された量が 2,102 千トン、直接最終処分された量が 27 千トンである。

委託中間処理された産業廃棄物 1,938 千トンについては、中間処理後、1,612 千トンが再生利用され、80 千トンが最終処分されている。

また、種類別にみると、排出量の最も多い汚泥は、排出事業者自らによる脱水、乾燥及び焼却等の処理により、減量化量が非常に多くなっている。

次いで排出量の多いがれき類、ばいじん、動物のふん尿については、大部分が再生利用されている。



(注)端数処理により収支が合わない場合がある。

図 2 - 10 産業廃棄物の処理フロー

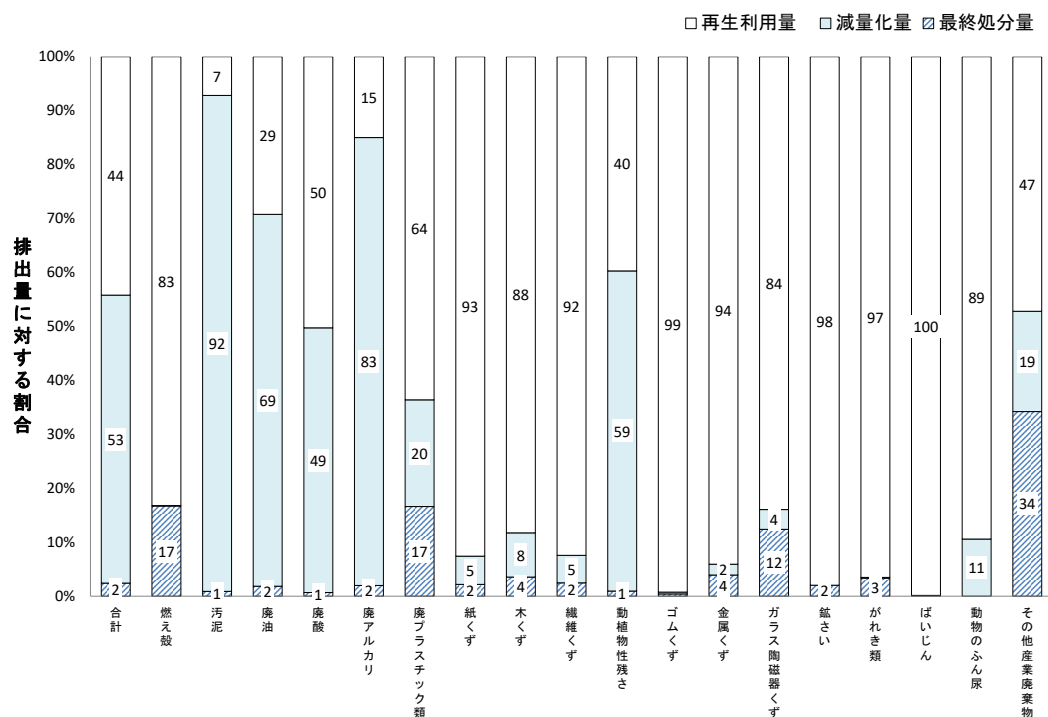


図 2-11 種類別の排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合

表 2-10 種類別の排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量の内訳

(単位:千t/年)

	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	紙くず	木くず	繊維くず	動物植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鋳さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	その他
排出量	4,402	4	2,390	35	15	8	135	17	93	2	64	0	38	63	73	789	377	238	58
再生利用量	1,945	3	172	10	7	1	86	16	82	2	25	0	35	53	72	762	377	213	27
減量化量	2,349	0	2,197	24	7	7	27	1	8	0	38	0	1	2	0	1	0	25	11
最終処分量	107	1	21	1	0	0	23	0	3	0	1	0	1	8	1	26	1	0	20

(注)端数処理により収支が合わない場合がある。

(2) 産業廃棄物の再生利用状況

令和元(2019)年度の産業廃棄物の再生利用量は1,945千トン(再生利用率44.2%)であり、平成22(2010)年度から令和元(2019)年度にかけて、再生利用量は122千トン増加し、再生利用率は3.6ポイント増加している。

種類別でみると、がれき類が762千トン(39.2%)と最も多く、ばいじんが377千トン(19.4%)、動物のふん尿が213千トン(11.0%)の順になっている。

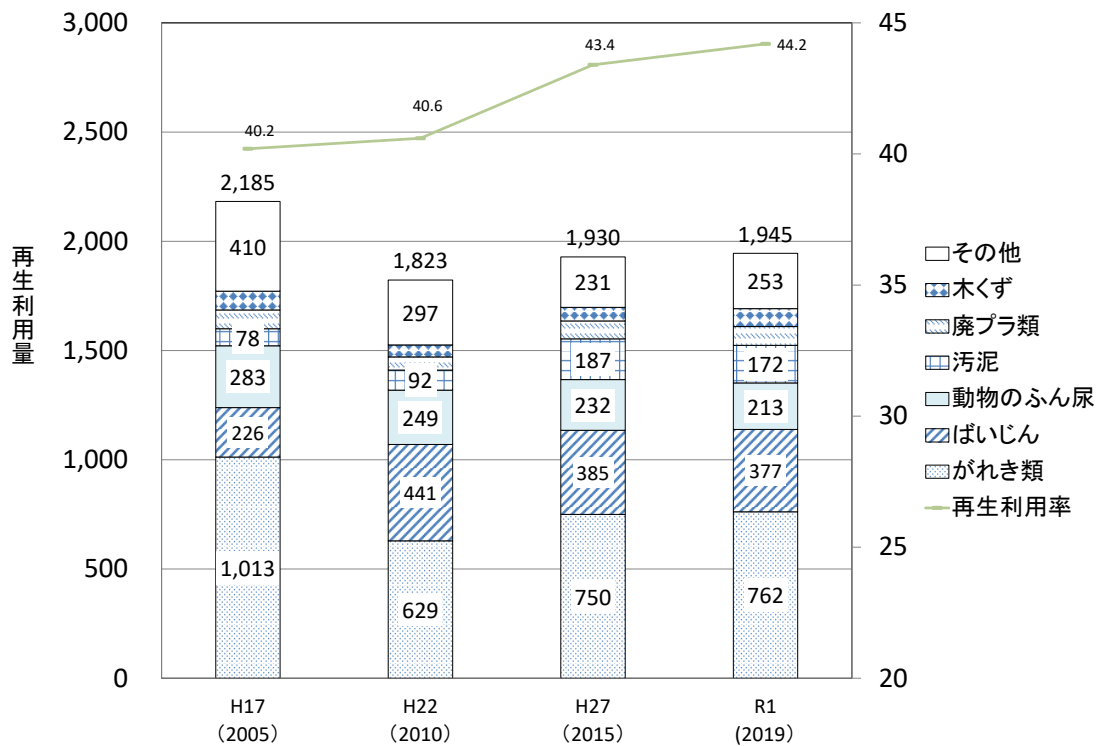


図 2-12 再生利用量及び再生利用率

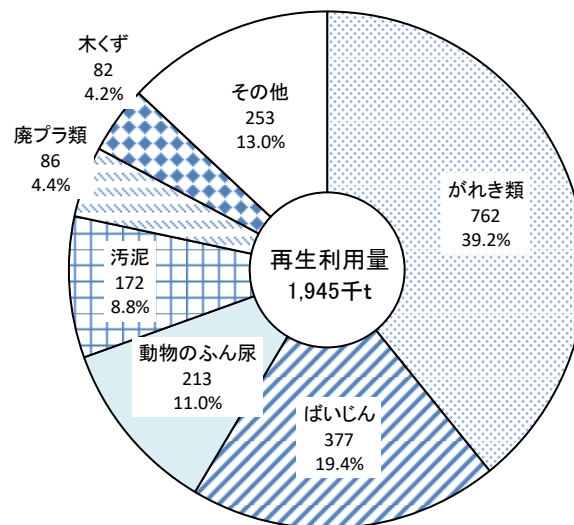


図 2-13 令和元(2019)年度の産業廃棄物の種類別再生利用量

(3) 産業廃棄物の最終処分状況

令和元（2019）年度の産業廃棄物の最終処分量は 107 千トンであり、平成 22（2010）年度から令和元（2019）年度にかけて、ほぼ横ばいで推移している。

種類別にみると、がれき類が 26 千トン（24.5%）と最も多く、廃プラスチック類が 23 千トン（21.0%）、汚泥が 21 千トン（20.1%）の順になっている。

また、業種別にみると、建設業が 47 千トン（43.5%）と最も多く、製造業が 27 千トン（24.9%）、電気・水道業が 13 千トン（12.1%）の順になっている。

建設業ではがれき類が、製造業では廃プラスチック類が、電気・水道業では汚泥が、最も多く最終処分されている。

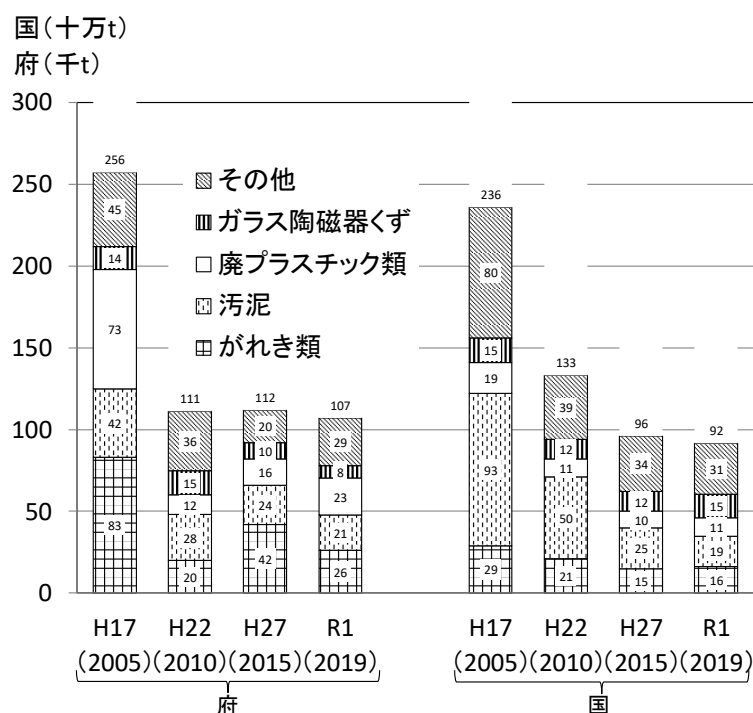


図 2-14 産業廃棄物の種類別最終処分量の推移

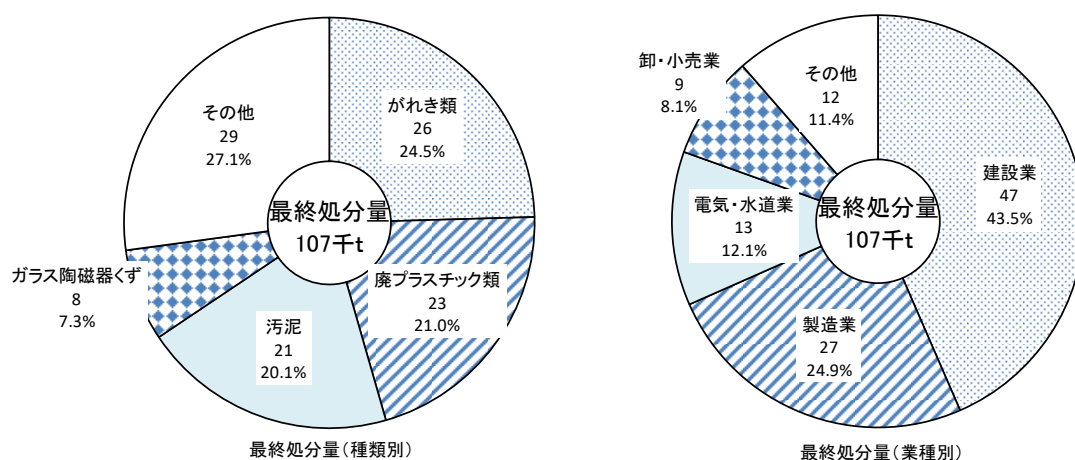


図 2-15 令和元（2019）年度の産業廃棄物の種類別・業種別最終処分量

3 目標達成状況と課題

(1) 産業廃棄物に係る目標達成状況

一般廃棄物同様、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な排出量の増減が予測されることから、令和元（2019）年度実績により評価することとした。

排出量及び最終処分量の令和元（2019）年度実績は、平成 22（2010）年度実績と比べていずれも減少しているものの、計画どおりに削減が進まず、目標達成は難しい状況である。

表 2-11 産業廃棄物に係る目標達成状況

項目	平成 22（2010）年度 実績値	令和元（2019）年度 実績値	令和 2（2020）年度 目標値
排出量	4,490 千 t	4,402 千 t	4,040 千 t
再生利用率	40.6%	44.2%	45.8%
減量化率	56.9%	53.4%	52.3%
最終処分量	111 千 t	107 千 t	75 千 t

（注）減量化率には、再生利用量を含まない。

(2) 課題

ア 排出量

産業廃棄物の排出量は、事業者による発生抑制の取組のほか、経済や人口の状況に影響を受ける。人口減少の影響を受けやすい電気・水道業の排出量が減少した一方で、建設業の排出量が第 2 期計画の将来予測以上に増加したため、全体として微減であり、第 2 期計画の目標達成は難しい。

今後は、排出量が増加している建設業を重点的に、更なる 2R の取組を推進する必要がある。

イ 再生利用率

再生利用率が高いがれき類の排出量増加により全体として再生利用率は大きく増加したものの、中国の輸入禁止措置の影響を受けて廃プラスチック類の焼却割合が増加したため、第 2 期計画の目標達成は難しい。

今後は、廃プラスチック類や建設混合廃棄物を再生利用する取組について重点的に推進する必要がある。

ウ 最終処分量

第 2 期計画（中間見直し後）では、特に建設混合廃棄物や下水汚泥などの最終処分量の削減を重点的に進めるため、AI・IoT等の先端技術を活用した施設の導入支援を推進してきたが、目標年度までには稼働に至らず、最終処分量は微減したものの、第 2 期計画の目標達成は難しい。

4 処理施設の整備状況

(1) 産業廃棄物処理施設許可状況

産業廃棄物の中間処理施設については、令和3（2021）年3月末現在で府内に183施設が設置されており、がれき類等の破碎施設などが多い。

また、府内の最終処分場については、安定型産業廃棄物最終処分場が2施設、管理型産業廃棄物最終処分場が10施設設置されている。

なお、管理型産業廃棄物最終処分場のうち、7施設は埋立てを終了しており、現在、廃棄物の受け入れをしている施設は3施設である。

表2-12 産業廃棄物処理施設設置許可状況

（令和3（2021）年3月末現在）

	京都府	京都市	合計
汚泥の脱水施設	9	3	12
汚泥の乾燥施設（機械）	1	-	1
汚泥の乾燥施設（天日）	-	-	0
汚泥の焼却施設	2	3	5
廃油の油水分離施設	3	-	3
廃油の焼却施設	2	3	5
廃酸・廃アルカリの中和施設	-	1	1
廃プラスチック類の破碎施設	14	13	27
廃プラスチック類の焼却施設	4	3	7
木くず又はがれき類の破碎施設	71	43	114
汚泥のコンクリート固形化施設	-	-	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	-	-	0
廃水銀等の硫化施設	-	-	0
シアン化合物の分解施設	-	2	2
石綿含有産業廃棄物の熔融施設	-	-	0
廃PCB等の焼却施設	-	-	0
廃PCB等の分解施設	-	-	0
PCB汚染物質の洗浄施設	-	-	0
産業廃棄物の焼却施設	3	3	6
最終処分場（しゃ断型）	-	-	0
最終処分場（安定型）	2	-	2
最終処分場（管理型）	9	1	10
計	120	75	195

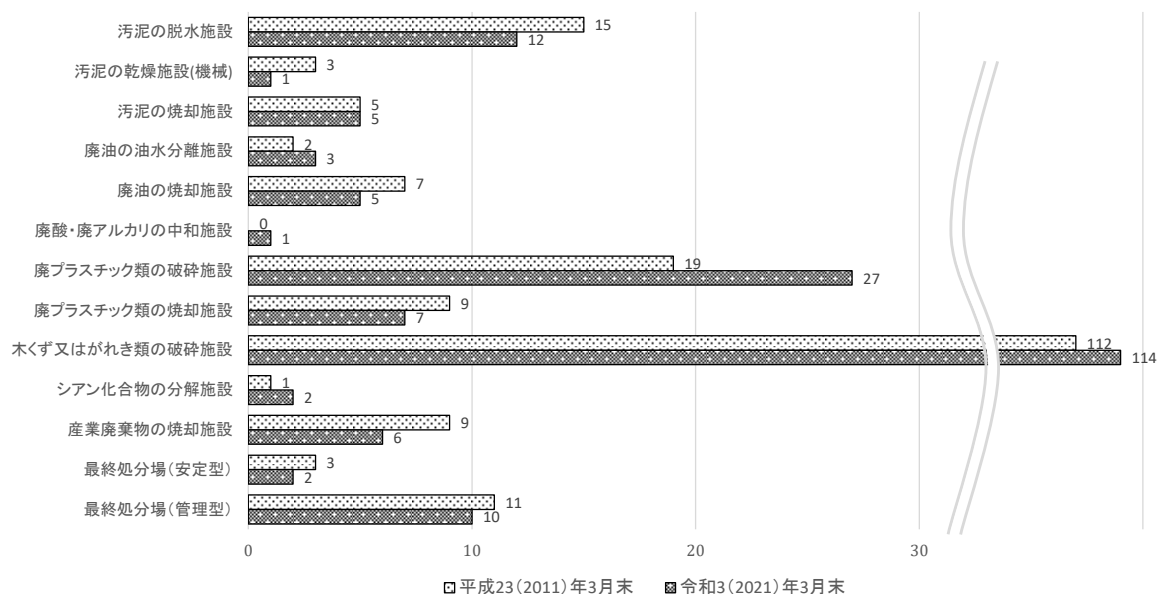


図 2-16 産業廃棄物処理施設の許可件数の推移

(上段：平成 22 (2010) 年度、下段令和 2 (2020) 年度)

(2) 府の公共関与による処理施設

産業廃棄物の適正処理を確保するため、株式会社京都環境保全公社に対して、府、京都市及び府内企業 43 社が出資し、公共関与による広域処理体制の整備を図っている。同社は、瑞穂環境保全センター（積替え、最終処分場）と伏見環境保全センター（積替え、中間処理施設）を有しており、必要な施設整備を進めながら、府内における一貫処理システムにより産業廃棄物適正処理事業を実施している。

また、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいても、京丹波町・南丹市以南の 19 市町村を対象圏域として、産業廃棄物を受け入れている。

第 3 節 施策の取組状況

1 3 R の推進

(1) 一般廃棄物の 3 R の推進

ア 府民一人ひとりの意識向上

関係機関と連携の上、毎年度クリーン・リサイクル運動や環境フェスティバル等を通じて、ごみの減量や美化活動など意識啓発を行っている。

イ 情報発信

循環型社会の形成に向けた取組などについて、ホームページや研修等により情報を広く発信している。

また、京都を来訪する旅行者等に向けた情報発信の取組として、京都市においては、「京都エコ修学旅行」（コラム 5 参照）が実施されている。

コラム5 京都市の「京都エコ修学旅行」の取組

毎年、多くの修学旅行生が訪れる京都市では、京都市内に宿泊する学校を対象に、歯ブラシの持参やエコバッグの持参、食事の食べきりなど環境にやさしい取組の実践を促している。この「京都エコ修学旅行」の取組を通じ、京都市は、使い捨てプラスチックや食品ロス等の2Rを啓発することで参加校の環境意識を高めるとともに、修学旅行中の環境にやさしい取組の実践及び日常生活に定着する取組を進めている。



ウ ごみ処理有料化の推進

市町村の有料化等によるごみの減量が進んでいるが、可燃ごみの有料化を導入している市町村が第2期計画見直し時と比べ4市町増加し、20市町村になっている。

エ 食品ロスの削減

京都府と京都市では外食産業と食品小売業を対象に「食べ残しゼロ推進店舗」事業（令和2（2020）年度末の登録約2,000店舗）を推進している。

また、京都府では、年間約115千トンの食品ロスが発生しており、内訳としては、家庭系食品ロスは約56千トン（48.7%）、事業系食品ロスは約59千トン（51.3%）となっている。

家庭系では食べ残しと直接廃棄[※]が主な原因となっており、事業系では外食産業の割合が全国と比較して高いが、1人1日当たりの発生量は全国と比較して低い。

※未開封の食品が食べずに捨てられること。

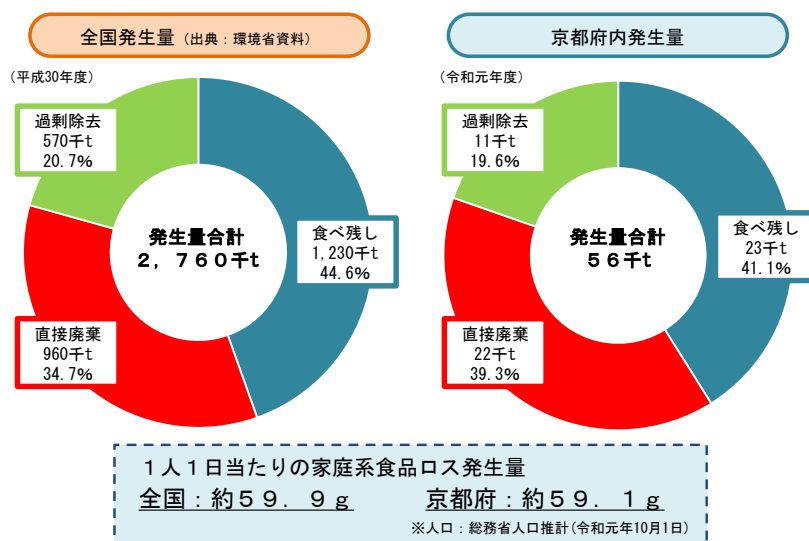


図2-17 家庭系食品ロス発生量の内訳

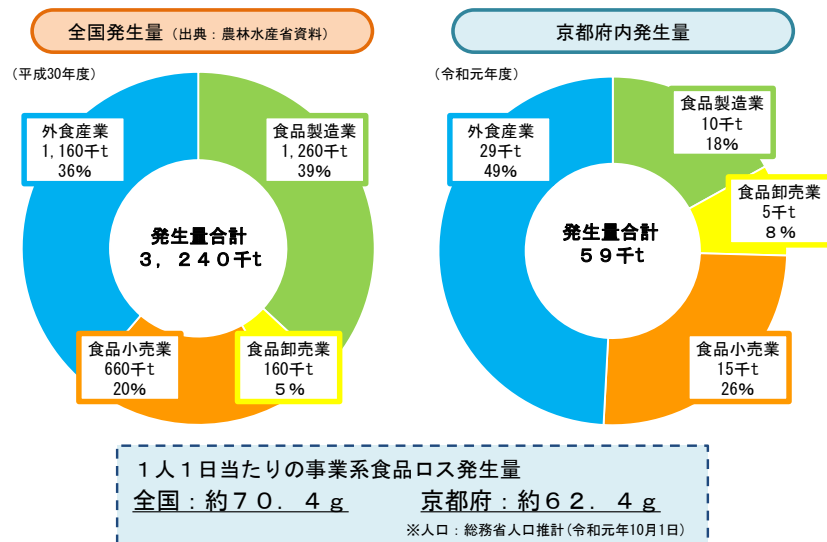


図2-18 事業系食品ロス発生量の内訳

オ プラスチックごみ対策

令和2（2020）年7月からレジ袋の有料化が始まり、使い捨てプラスチックの使い方を見直す機運が高まっているが、本府では、市町村が行うレジ袋削減事業に対する補助事業など地域での普及啓発を行うとともに、民間企業と協定を締結し、啓発イベントを通じて、府民によるプラごみ削減を促している。

また、関西広域連合においても、スケールメリットを活かして、マイバッグ運動やマイボトルスポットMAPの運営など広域的な取組も行っている。

一方、容器包装プラスチックについては、容器包装リサイクル法に基づき市町村が回収しているが、府内にリサイクル施設がないことから、府外に搬出されてリサイクルされている状況である。

また、容器包装以外のプラスチックごみは、回収ルートが整っておらずリサイクルは進んでいない。

カ 廃家電等のリサイクルの促進

小売業者が引取義務を負わない家電4品目では20市町村、小型家電では24市町村が回収体制を構築している。

キ 廃棄物処理施設の整備

市町村により、計画的な施設整備が進められており、本府は、必要に応じて市町村への技術的助言を行っている。

また、発電設備や熱回収設備のある焼却施設での焼却割合は9割を占めている。

（2）産業廃棄物の3Rの推進

ア 多量排出事業者等への指導

事業者が自主的に設定した単年度ごとの削減目標に向けた計画や実績の報告を、廃棄物処理法に基づき、128事業場（令和元（2019）年度）から受けてお

り、産業廃棄物の削減指導と助言を行っている。

表 2-13 多量排出事業者の排出・処理状況（京都府提出分）

	排出量			最終処分量		
	電気・水道業	建設業	製造業	電気・水道業	建設業	製造業
多量排出事業者	2,382	548	454	13	20	5
多量排出事業者以外	0	454	179	0	420	115

イ 一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センターと連携した取組

産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関及び行政機関等が連携し、3 R や環境負荷の少ない事業活動を推進するために、平成 24（2012）年 3 月に一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センターが設立された。当該センターは、様々な企業に対して産業廃棄物の 3 R に関してワンストップで支援を行っている。

① アドバイザー派遣事業

事業者からの産業廃棄物の 3 R に係る相談に対して、ゼロエミッションアドバイザー（環境認証の審査の資格を有する者等）が毎年 50 件程度の事業所を訪問し、3 R の取組を支援している。

② 補助事業

産業廃棄物の 3 R 促進のための技術開発、施設整備等、バイオプラスチック製品の販売促進に対する助成（補助金の交付）を行っており、平成 17（2005）年から延べ 63 件の事業が採択されている。

③ 情報提供事業

リサイクル技術やリサイクル設備等を有する産業廃棄物処理事業者に関する情報等を相談者に提供している。

④ 3 R 人材育成事業

事業者における 3 R 活動や人材育成活動を支援するために毎年 10 件程度の講習会開催や講師派遣を行っている。

また、企業や大学生を対象に、3 R の先進事例や産業廃棄物処理施設等の見学ツアーを行っている。

ウ 産業廃棄物税の効果検証

産業廃棄物税は平成 17（2005）年度の創設以降、15 年以上にわたり、税導入の効果により最終処分量が抑制されてきたが、近年は横ばい状態であることから、学識経験者や業界団体等で構成する協議会を開催して、税効果と施策の定期的な検証を行っている（令和 2（2020）年度税収額：156 百万円）。

（3）次世代を担う産業廃棄物の 3 R に係る取組の推進

ア スマートセンサーを活用したリサイクルの促進

平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度まで、製造事業者と通信事業者が中心となり、排出事業所のコンテナに設置したセンサーで廃棄物量をモニタリングし、効率的な回収を実現する実証事業を実施したところ、リサイクルによる廃棄物削減効果と収集運搬の効率化に伴う二酸化炭素の排出削減効果が

あることがわかった。

この結果を踏まえて、現在、当該事業者において実用化されており、府内での展開に向け検討している。

イ IoTを活用したマッチングシステムの構築

平成 29 (2017) 年度から同 30 (2018) 年度まで、府内の下水処理場等を対象に、産業廃棄物の発生量とリサイクル業者の受入可能量をクラウド上でリアルタイムにマッチングさせ、リサイクルを促進するシステムの実現に向けた取組を実施したところ、共同収集・共同運搬により 2 割近く効率化できることがわかった。

この結果を踏まえて、下水汚泥以外の産業廃棄物において、システムの構築に向け検討している。

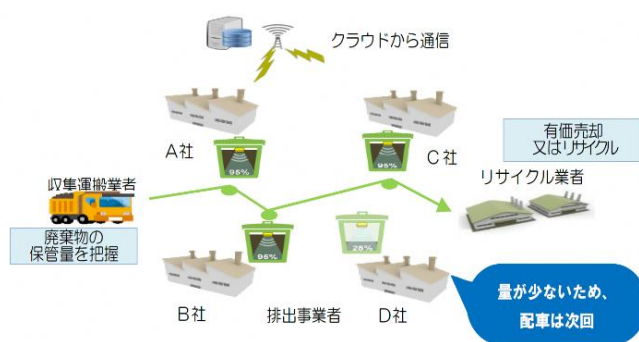
ウ 建設混合廃棄物の 3 R 技術開発の推進

最終処分量の内訳に占める割合が多い建設混合廃棄物等の削減のために、センサーと AI の技術を活用した選別ロボットの開発や施設整備を行う産業廃棄物処理事業者に対して、令和 2 (2020) 年度から支援を実施している。

コラム 8 IoTを活用した廃棄物処理モデル事業

事業場から発生するプラスチックなどは有価売却又はリサイクルできる材料だが、嵩の大きさと廃棄物保管スペースの制限等により、1 つの事業場からは有価売却・リサイクル資源として引き取ってもらえる量を確保できず、単純焼却等で処理されることがある。京都府モデル事業※は、産業廃棄物の保管量が分かるスマートセンサーを複数の事業場に設置し、収集運搬業者へ産業廃棄物の所在と量を通信するとともに、効率的な回収ルートを示すものである。これにより、複数事業場から廃プラスチック類を効率的に回収することが可能となり、有価売却・リサイクルが促進される。

センサー活用モデルと従来の回収方法を比較すると、トラックの走行距離が約 20～37%削減され、CO₂排出量の削減効果も期待できることが分かった。また、収集運搬業務に係る労務費やガソリン代等のコストの削減効果も大きく、センサーの維持管理によるコスト増加を踏まえても、全体として収集運搬に係るコストが下がることが分かった。



※ スマート・センサー活用リサイクル促進モデル効果検証等事業（平成 29 (2017) ～30 (2018) 年度）

2 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり

(1) 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理法に基づく許可・行政処分などの指導監督を徹底し、廃棄物の適正処理を推進するとともに、廃棄物処理に関する情報公開を積極的に行っている。

具体的な情報公開内容としては、産業廃棄物の処理については、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者の名簿を、行政処分情報については、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」に基づき許可取消や改善命令等の情報を、京都府ホームページにおいて公表している。

表 2-14 行政処分の状況（京都府実施分）

	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020
許可の取消し	8	10	7	17	7	10	7	14	6	7	4
改善停止命令等	0	3	0	0	0	1	0	0	2	0	5

また、産業廃棄物のリサイクルや適正処理の推進を図る上で、受け皿となる産業廃棄物処理施設の整備促進は不可欠であるが、いわゆる「迷惑施設」として、周辺住民の理解が得られないことが多く、施設の立地は進みにくい。

このため、産業廃棄物処理施設等の設置に当たり、「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」（以下「府手続条例」という。）に基づき、地域での円滑な合意形成及び生活環境の保全が図られるよう事業者指導を行っている。

表 2-15 府手続条例の対象件数

年度	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	合計
件数	0	6	6	3	8	6	7	36

（注）平成 26（2014）年 10 月 1 日施行

(2) 有害廃棄物の適正処理

有害廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」による期限内の処理・保管が定められている PCB 廃棄物や、廃棄物処理法による用途制限が定められている水銀等について、各法に基づき適正処理を指導している。

(3) 不法投棄等対策の推進

ア 警察・市町村等との連携の強化

京都府、市町村、警察署で構成される不法投棄等特別対策広域機動班を各広域振興局に設置し、本庁には、府民環境部長を班長とする不法投棄等特別対策機動班を設置し、違法事案に対処している。

表 2-16 不法投棄等・野焼きの新規発見件数（京都府内）

	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020
不法投棄・野積み	50	49	104	163	86	59	98	92
野焼き	43	23	79	62	62	54	27	82

イ 早期発見・早期指導の徹底

廃棄物の不法投棄等の早期発見・早期対応のため、次の対策を実施している。

- ・専用のフリーダイヤル（メールを含む。）の設置
- ・宅配事業者等と「廃棄物不法投棄の情報提供等に関する協定」の締結
- ・各広域振興局に専任の監視指導員の配置や休日も含めた監視パトロールの実施
- ・京都府警及び舞鶴海上保安部と連携したスカイパトロールや海上パトロールの実施
- ・遠隔操作が可能な夜間対応の監視カメラの導入やドローンの導入
- ・市町村向け貸出用カメラの導入

ウ 府民運動の展開

府民一人ひとりが地域を守るという機運を盛り上げるため、府民団体、事業者団体、行政機関からなる不法投棄等撲滅京都府民会議を中心に、毎年度、「不法投棄をしない、させない、許さない」府民運動を展開している。

コラム 6 府内の地域でのごみ拾い活動

- ・由良川クリーン作戦（綾部市）

平成 25（2013）年度から開始された、京都府立綾部高等学校が主催する市民参加型河川清掃活動である。地元の企業、学校、行政機関（市・府・国等）が参加しているだけでなく、淀川流域の活動団体も参加し、流域を超えた広がりを見せている。

- ・保津川の日（亀岡市）

保津川を中心とした河川環境の保全と内陸域から発生する漂着ごみ発生抑制に向けて、その機運を高めるために「保津川の日」が設定されている。

当日は、清掃活動や漂着ごみ等の調査・分析が行われ、河川環境保全や漂着ごみ発生抑制への意識向上が図られるとともに、市民や関係団体、流域関係者等のコミュニケーションやネットワーク構築の場となっている。



コラム7 主な環境保全功労者表彰受賞団体（美化活動）

京都府では、長期にわたり環境保全に顕著な功績があった方々を環境保全功労者として、毎年6月の環境月間に表彰している。

はだしのコンサート実行委員会	西大路駅周辺を美しくする会	小橋地区の海と川を美しくする会
京の川の恵みを活かす会	クリーン白川の会	四所地区の海と川を美しくする会
河辺川を美しくする会	舞鶴の川と海を美しくする会	洛西の川を美しくする会
佐波賀の海と川を美しくする会	特定非営利活動法人由良川流域ネットワーク	琴引浜の鳴り砂を守る会
紙屋川を美しくする会	天橋立を守る会	深泥池を美しくする会
玉川の名水を守る会	木津川を美しくする会	由良の海と川を美しくする会
クリーン弘法川連絡協議会	鴨川を美しくする会	長岡京市川を美しくする会
菊浜高瀬川保勝会	明神川美化保存会	久世桂川美化実行委員会
淀納所桂川愛護会	桂川地域ごみ減量推進会議	賀茂川の源流と自然環境を守る会
堀川を美しくする会	平地区の海と川を美しくする会	疎水の環境をよくする会
日野川水辺の会	音羽川を美しくする会	新庄川を美しくする会
特定非営利活動法人プロジェクト保津川	白川源流と疎水を美しくする会	桂川を美しくする会
古川を美しくする会	田井地区の海と川を美しくする会	高野川を美しくする会
岩屋川を美しくする会	志楽の川を美しくする会	嵐峡の清流を守る会
上林川を美しくする会	新川を美しくする会	京都河川美化団体連合会
真壁の川を美しくする会	三浜地区の海と川を美しくする会	

3 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

（1）府内の災害廃棄物処理体制の構築推進

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、平成31（2019）年3月に策定した「京都府災害廃棄物処理計画」に基づき、「市町村災害廃棄物処理計画作成ガイドライン」を策定し、市町村計画の策定や改定を支援するとともに、府及び市町村等が参加する「災害廃棄物処理連絡協議会」を設置し、平時から災害廃棄物の処理について情報共有等を行っている。

また、京都府環境整備事業協同組合と「災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定」を、公益社団法人京都府産業資源循環協会と「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」をそれぞれ締結して廃棄物処理事業者等と協力していく体制を構築し、災害時には応援派遣を要請している。

表2-17 市町村災害廃棄物処理計画策定状況（令和2（2020）年度末）

	自治体名	自治体数
策定済	京都市、福知山市、舞鶴市、亀岡市、向日市、長岡京市、 京田辺市、南丹市、大山崎町、京丹波町、伊根町、与謝野町 （乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、枚方京田辺環境施設組合、船井郡衛生管理組合）	12 (4)

（２）府域を超える災害廃棄物対策の推進

府域を超える災害廃棄物対策については、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において、大規模災害時の大阪湾圏域での協力及び災害廃棄物処理について検討を行っている。

コラム７ 災害廃棄物対策訓練

本府では、平成 31（2019）年 3 月に策定した「京都府災害廃棄物処理計画」に基づき、令和元（2019）年 10 月及び 11 月に延べ 4 日かけて、市町村等の環境及び防災職員や関係者等約 150 名を対象とし、災害廃棄物処理のスキルアップなどを目的とした、京都府では初の災害廃棄物処理図上訓練を実施した。

訓練は各 2 日間にわたり、1 日目は、講演会・ワークショップ、2 日目は大規模水害を想定した図上訓練である。この図上訓練は、参加者にシナリオを伏せて行い、実際の被災場面を疑似体験し、職員の対応スキルを身につけてもらう内容である。災害廃棄物処理計画を未策定の自治体の職員に対しては、演習での経験を通じて、計画策定の必要性を実感していただく狙いもあり、いずれの内容も参加者から好評を得た。



4 新たな課題対応

令和 2（2020）年に改正した「京都府地球温暖化対策推進計画」では、令和 12（2030）年度までの温室効果ガスの排出削減目標として平成 25（2013）年度比 40%以上の削減をする「緩和策」だけでなく、気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策」が掲げられている。そのため、廃棄物分野においても緩和策及び適応策を推進する必要がある。

本府では、生活環境の保全及び災害の防止のため、平成 21（2009）年に制定した「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、一定規模以上の土地の埋立て等を許可制にするなどの規制を行っており、令和元（2019）年には同条例の改正により「違反行為の即時中止」等の措置を強化したほか、令和 3（2021）年には同条例施行規則の改正により施工基準等を強化したところである。

しかしながら、令和 3（2021）年に発生した熱海市における土石流災害をきっかけに、土砂堆積等による災害の防止が社会的な問題となっており、本府では、今後も土砂の埋立て等の監視指導を徹底する必要がある。

表 2－18 府土砂条例の許可件数

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
件数	13	19	15	16	10	10	11	13	12	15	10	14	158

新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルやビジネススタイルに大きな変化が出ており、本府でも、WITHコロナ・POSTコロナ戦略を策定するなど新たな視点での取組を推進する必要がある。

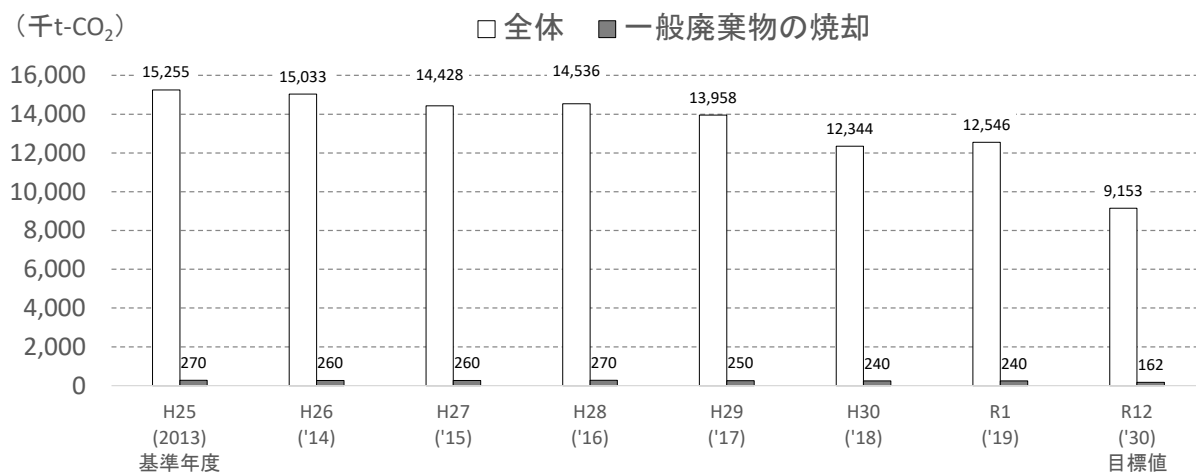


図 2 - 19 府内の温室効果ガスの排出量の推移

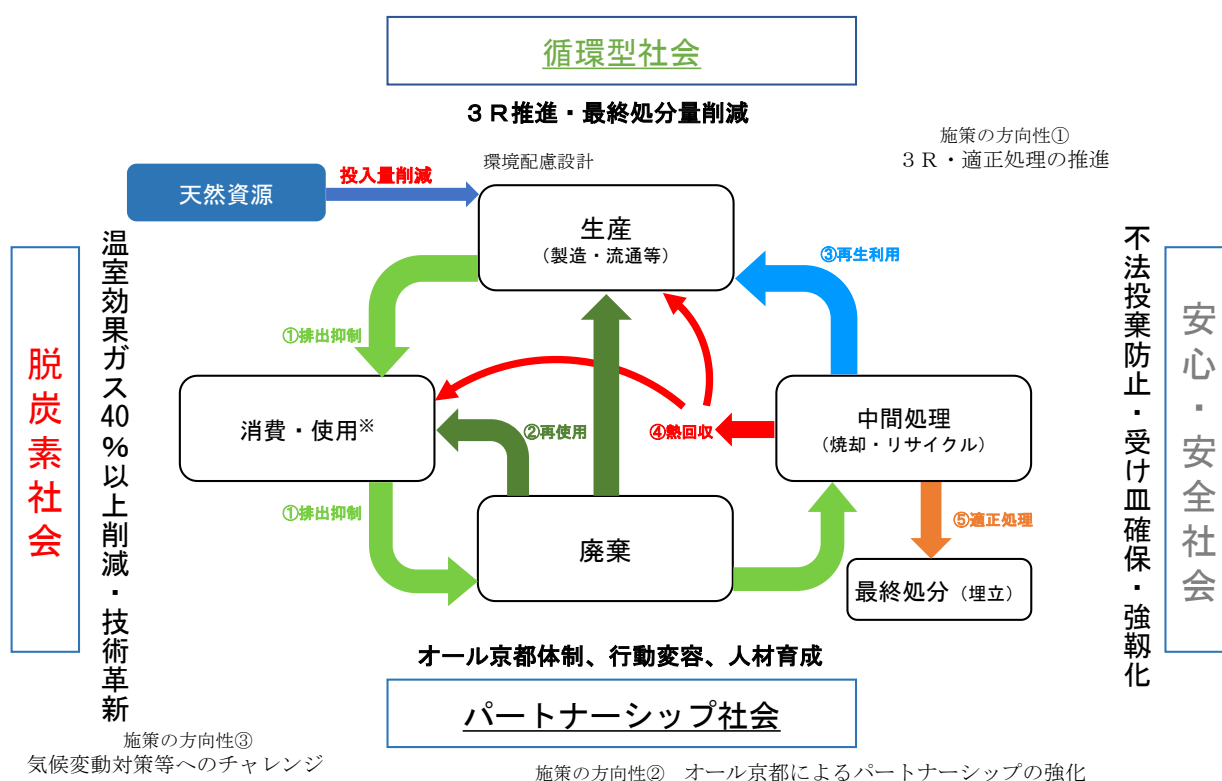
第3章 京都府が目指す循環型社会のビジョン

持続可能な社会の実現のためには、健全な資源循環の推進や災害廃棄物処理を含む適正処理体制の確保に加えて、「グリーンリカバリー」の考え方も踏まえたコロナ危機と気候危機への対応など、環境への負荷を可能な限り低減し、自然と調和した新たなライフスタイルや社会の仕組みへの転換の実現を目指すとともに、SDGsの考え方を踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出に向けた取組の推進が必要である。

そこで、令和2（2020）年12月に策定した「京都府環境基本計画」に掲げた2050年頃の京都府の将来像や地域循環共生圏の構想を踏まえ、本府が目指す循環型社会のあるべき姿（ビジョン）を次のように整理する。

2050年頃の京都府の将来像（京都府環境基本計画）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～



※ 消費・使用されるものには、食品や洗剤のようにすぐに廃棄されるものと自動車や家電製品のように何度でも使用でき、使用期間の長いものがある

統合的な視点で、上流側へのアプローチが重要

個々の取組を情報発信して取組の輪を拡大

図3-1 ビジョンの全体図

- 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）の2Rの取組がより進むサーキュラー・エコノミーが構築され、廃棄物が限りなく削減される循環型社会

（例）・ワンウェイプラスチック等の徹底的な削減
・製品設計段階からの製品等の長寿命化
・シェア、リペア等の市場拡大
・最終処分量の徹底的な削減

- AI・IoT等の先端技術の活用や、環境に配慮したビジネススタイルへの転換など地域循環共生圏の創出に資するESG経営が促進され、環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会

（例）・廃棄物処理に伴う温室効果ガス40%以上削減
・AI・IoT技術の導入や、環境分野におけるイノベーションの推進
・資源循環・脱炭素化に資するサステナブルファイナンスの定着

- 廃棄物の不適正処理などに対する環境リスクへの適正管理が行われるとともに、市町村と連携し、平時から廃棄物処理システムの強靱化等を図り、災害時に速やかな生活基盤再建を果たす災害廃棄物の処理体制が確保され、安心・安全な暮らしを支える社会

（例）・不法投棄やポイ捨てを許さない地域づくり
・廃棄物処理の受け皿の確保
・廃棄物処理分野における強靱化、災害廃棄物処理システムの構築

- 環境に対する望ましい選択が、健康的で豊かな暮らしや、人・社会にもよい影響を与えるという認識が広がり、一人ひとりの自発的な行動変容を促進するなど環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換が、多様な主体とのパートナーシップ（オール京都）で実現される社会

（例）・オール京都体制での循環型社会づくり
・廃棄物を出さない行動の定着
・これらを推進する人材の育成や環境教育の府内の広がり

第4章 計画の目標

京都府における循環型社会のあるべき姿（ビジョン）の実現に向けて、廃棄物の3Rや適正処理を推進していくため、令和12（2030）年度の目標を次のとおり設定する。

第1節 一般廃棄物及び産業廃棄物の目標

1 一般廃棄物に関する目標

地域区分ごとの実績値（過去5年間の環境省の「一般廃棄物処理実態調査」の結果）をもとに、現状の趨勢で推移したと仮定して算出した値から府民、事業者の排出抑制等による効果を見込んで設定する。

「廃棄物が限りなく削減される循環型社会」及び「環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会」の実現に向け、目標の達成状況は、温室効果ガス排出量、一般廃棄物の排出量及び最終処分量により評価する。

表4-1 一般廃棄物の目標

項 目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標設定の考え方
排出量 (1人1日当 たりの排出量)	796 千 t (836 g /人・日)	710 千 t (760 g /人・日)	令和元(2019)年度比▲11% 排出量のピークであった平成12 (2000)年度比▲43% としている。
再生利用率	15.7%	20.0%	府の現状を踏まえ、概ね令和元 (2019)年度の全国平均値19.9% (2割程度)とする。
一般廃棄物の 焼却により発 生する温室効 果ガスの排出量	240 千 t -CO ₂	162 千 t -CO ₂	「京都府地球温暖化対策推進計 画」の目標水準(平成25(2013) 年度比▲40%)と同等とする。
最終処分量	107 千 t	92 千 t	令和元(2019)年度比▲14% 平成12(2000)年度比▲65% としている。

2 産業廃棄物に関する目標

業種ごとに令和元（2019）年度における産業廃棄物の排出状況等と活動指標（製造品出荷額、元請完成工事高、従業員数など）との関係が変わらないものとして、将来の活動指標の増減率を廃棄物量に乗じることによって算出した値から、事業者等の排出抑制等による効果を見込んで設定する。

「廃棄物が限りなく削減される循環型社会」及び「環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会」の実現に向け、目標の達成状況は、温室効果ガス排出量、産業廃棄物の排出量及び最終処分量により評価する。

表 4－2 産業廃棄物の目標

項 目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値	目標設定の考え方
排出量	4,402 千 t	4,223 千 t	令和元（2019）年度比▲4% 平成 11（1999）年度比▲23% としている。
再生利用率 (注 1)	44.2%	45.4%	将来推計では、現状（令和元 （2019）年度実績値）を下回る ところ、建設混合廃棄物や廃プ ラスチック類の再生利用等によ り 1.2 ポイント向上させる。
産業廃棄物 の焼却によ り発生する 温室効果ガ スの排出量 (注 2)	268 千 t -CO ₂	139 千 t -CO ₂	「京都府地球温暖化対策推進 計画」の目標水準（平成 25 （2013）年度比▲40%）と同等 とする。
最終処分量	107 千 t	70 千 t	令和元（2019）年度比▲35% 平成 11（1999）年度比▲81% としている。

（注 1）本府の再生利用率は、全国平均（令和元（2019）年度）の 52.8%と比べると低い状況であるが、ほぼ全量が再生利用される動物のふん尿の排出割合が低いことによる。動物のふん尿を除いた本府の再生利用率（令和元（2019）年度）は 41.6%であり、全国平均 41.3%を上回っている。

（注 2）産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量について、「京都府地球温暖化対策推進計画」は府内業者の焼却量から算定しているが、本計画では、府内事業者が排出した産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスを算定（府内で排出された廃棄物が府外で焼却された場合の温室効果ガスを含めて算定）している。

また、廃プラスチック類及び廃油の焼却量から算定しており、廃棄物由来の固形燃料等の燃料利用も含めて算定している。

第2節 プラスチックごみ及び食品ロスの目標

1 プラスチックごみの目標

令和3（2021）年1月に策定した「京都府プラスチックごみ削減実行計画」に基づく使い捨てプラスチックの削減やプラスチックごみの3R促進その他の取組による効果を見込んで設定する。

表4-3 プラスチックごみの目標

項 目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標設定の考え方
容器包装 プラスチック (一般廃棄物) 排出量	28 千 t	18 千 t	「一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量」の令和元(2019)年度比削減割合(約3割)と同程度とした。
廃プラスチック類 (産業廃棄物) 排出量	135 千 t	74 千 t	「京都府地球温暖化対策推進計画」の進捗確認指標で74千tとしており、本計画でも目標として設定する。

2 食品ロスの目標

消費者や事業者などの多様な主体が一体となった取組による効果を見込んで設定する。

表4-4 食品ロスの目標

項 目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標設定の考え方
食品ロス量	115 千 t	94 千 t	国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2(2020)年3月閣議決定)の目標(事業系、家庭系共に平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減)に準じ、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減することを目標とする。
家庭系 食品ロス量	56 千 t	44 千 t	
事業系 食品ロス量	59 千 t	50 千 t	

第3節 施策指標の目標

市町村や本府が一体となった施策の効果を見込んで設定する。

「安心・安全な社会」、「パートナーシップ社会」の実現に向け、次の項目を評価指標とする。

表4-5 施策指標の目標

項 目	令和2 (2020) 年度 実績	令和12 (2030) 年度 目標値	目標設定の考え方
食品ロス削減推進 計画の策定・取組 を実施する市町村 数	3 市町村	26 市町村	全ての市町村での策定を 目標とする。
災害廃棄物処理計 画を策定する市町 村数	12 市町村	26 市町村	全ての市町村での策定を 目標とする。
大規模産業廃棄物 不法投棄件数	3 件	0 件	監視指導体制の強化によ り達成する。
地域で食品ロスの 知識や削減方法を 広める人材の育成 数	— (新規)	100 人	「京都府食品ロス削減推 進計画」の目標水準と同 等とする。

第5章 施策の展開

モノを大切にする「もったいない」などの精神は、私たちの暮らしの中に息づく京都府環境基本計画に掲げる京都の豊かな力であり、これを基本にしつつ本計画における目標を達成するため、プラスチックごみ削減実行計画や食品ロス削減推進計画などの個別計画による施策を着実に推進するとともに、「3R・適正処理の推進」、「オール京都によるパートナーシップの強化」、「気候変動対策等へのチャレンジ」の3つの視点から施策を推進する。

また、当面5年間で取り組む施策を、重点施策として、目標達成に向け実施する。

第1節 3R・適正処理の推進

1 一般廃棄物の3Rの推進

(1) 府民一人ひとりの行動変容につながる普及啓発の促進

府民が商品（建物を含む。）の購入や使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するという行動変容につながるよう、市町村や各種団体から参画するプラットフォームを設置し、府民運動として展開する。

重点

(2) 情報発信の推進

循環型社会の形成に向けた取組や廃棄物処理の現状などについて、ホームページや研修、啓発資材等により情報を広く発信する。

また、府内に訪れる観光客や修学旅行生などが排出する食品ロスなどの事業系一般廃棄物の削減に向けて、市町村や関係団体と共同で、府内飲食店・食料品販売店・宿泊施設、旅行会社等の協力を得ながら外国語版も含めたパンフレットの配布などにより啓発を行う。

重点

(3) ごみ処理の有料化推進

市町村によるごみ処理の有料化は、ごみの排出抑制効果が期待できることから、府は引き続き未実施の市町村に対して有料化事例等の提供を行う。

(4) リペア、リフィル、リファーマビッシュの取組の推進

モノを大切にする文化や伝統に繋がる修理・修繕に府民が広く取り組めるように、府はリペア※¹やリファーマビッシュ※²に関する手引きなどを作成して、モノの長期使用から廃棄物の発生抑制につなげるとともに、社会システムとしての再使用に繋がる容器のリフィル※³や衣類のリユースを支援することでモノの長寿命化を進める。

※1 リペア：修理のこと。

※2 リフィル：容器の再使用による容器の長寿命化のこと。

（例：シャンプーの詰め替え用を購入して、ボトルに詰め替える。）

※3 リファーマビッシュ：不良品や欠陥品を整備して、性能的、機能的に新製品と同じ性能や機能を取り戻すこと。中古品を新製品と同じ性能・機能にすること。

重点

（５）食品ロス削減の推進

①サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し発生抑制を推進、②未利用食品の有効活用の促進、③効果的に食品ロスを削減するための推進体制の整備を柱に、「京都府食品ロス削減推進計画」に基づく各施策を推進する。

（６）プラスチックごみ対策の推進

令和３年（2021）１月に策定した「京都府プラスチックごみ削減実行計画」に基づき、プラスチックごみの３Ｒと紙素材等を含む再生可能素材への転換の推進、海洋プラスチックごみ対策について施策を推進する。

特に、使い捨てプラスチック対策として、市町村や事業者に対して、リユース食器やリターナブル容器など、ごみを出さない取組を支援する。

重点

また、令和４（2022）年４月から施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、使い捨てプラスチック規制や市町村によるプラスチックの一括回収の実施など、市町村と連携して、円滑な運用に対応する。

さらに、海洋プラスチックごみ対策として、関係団体と連携した清掃活動の促進等を進める。

（７）事業系ごみからの資源化物分別の徹底化

市町村は、事業者による資源化可能な紙ごみ等とそれ以外の廃棄物の分別を促進するとともに、府は市町村に優良事例の提供を行う。

（８）市町村との意見交換会・研修会の実施

市町村等と定期的に意見交換会を開催し、一般廃棄物の処理について、市町村の抱える課題への対応について協議するとともに、引き続き先行事例等の情報共有、法改正等についての研修会を開催する。

（９）一般廃棄物の実態把握

市町村等と連携し、一般廃棄物の再生利用などの実態を詳細に把握して、施策に生かしていく。

２ 産業廃棄物の３Ｒの推進

（１）多量排出事業者における産業廃棄物削減の強化

多量排出事業者が、産業廃棄物の排出削減及び再生利用を効果的に拡大するよう、府は多量排出事業者に対し指導・助言を継続するとともに、各業種等の達成目標（最終処分量や評価項目など）を設定し、これに基づき、事業者が計画・実践・課題摘出・対策を繰り返すＰＤＣＡサイクルの取組を促進する。

重点

（２）建設廃棄物の３Ｒ促進

関係団体等と連携して建設廃棄物削減実行計画を策定し、排出事業者に対して指導・啓発を行う。

また、建材のリサイクル適性の把握や、解体やリフォーム時を見据えた建材の選定を行うことができるような仕組みの検討に、建材メーカーやハウスメーカーなどと協力して取り組む。

さらに、建設混合廃棄物のリサイクルを促進するためにA I 技術を活用したロボット選別施設等に対する補助を行う。

重点

(3) 廃プラスチック類の3 R 推進

「京都府地球温暖化対策条例」に基づく温室効果ガス排出量削減計画書の提出を求めている大規模排出事業者（特定事業者）に対し、令和3（2021）年度から、廃プラスチック類の排出処理状況報告を求めており、事業者が温室効果ガスと同様に廃プラスチック類の排出削減を進められるよう、アドバイザー派遣などの支援を行う。

重点

(4) 一般社団法人京都府産業廃棄物3 R 支援センターとの連携強化

産業廃棄物の3 R に資する支援の拠点として、排出事業者や処理業者への支援・情報提供、人材育成を進めるほか、A I 技術等を活用した分別やリサイクル技術の実用化に向け、必要な支援を行うとともに、情報発信を強化する。

また、資源循環が円滑に推進されるよう、需要側と供給側を適切にとりもつマッチングシステムの構築を行い、運用する。

さらに、環境リスクに配慮した製品設計を行うスマートファクトリーの普及拡大を図るとともに、SNS を活用して環境配慮商品の情報発信を行う。

(5) 再生利用品の普及拡大

リサイクル品の品質に加え、市場性や製品ライフサイクル全体での温室効果ガスの排出量などに配慮したリサイクル製品の認証制度を創設するとともに、資源循環性と収益性を両立するビジネスモデル（シェアリングやサブスクリプション）の普及を促進する。

(6) 産業廃棄物の実態把握の取組の強化

産業廃棄物の実態調査について、今後の廃棄物分野における脱炭素化や減量・リサイクルなどの施策推進の観点から、頻度や内容の充実を検討する。

重点

3 廃棄物の適正処理の推進

(1) 廃棄物の適正処理

廃棄物処理法等に基づく規制の遵守を徹底し、廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理に関する情報公開や厳格な行政処分を実施する。

さらに、高齢者等のごみ出しが困難な方に対し、ごみ出し支援が行われるよう、市町村に対し先進事例の紹介、技術的助言等を行うほか、増加が懸念される使用済紙おむつや在宅医療等に伴って発生する廃棄物のリサイクルや適正処理について必要な助言等を行う。

(2) 感染性廃棄物対策の徹底

感染性廃棄物に起因する医療機関等の事業所や家庭内での感染や廃棄物処理事業者への感染を未然に防ぐため、感染性廃棄物が適正に分別・保管・処分されるよう、事業者等を指導するとともに、市町村と連携する。

(3) P C B 廃棄物の適正処理の推進

「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理等に取り組んでおり、今後の国の動向も注視しながら、低濃度P C B 廃棄物の掘り起こしなど、P C B 廃棄物の適正処理を推進する。

(4) 石綿含有廃棄物の適正処理の推進

令和2（2020）年6月の「大気汚染防止法」改正により、レベル3建材の有無について把握できる仕組みができたことから、解体現場へのパトロールを実施し、石綿含有廃棄物の適正処理を指導する。

4 廃棄物処理施設の整備促進

(1) 一般廃棄物処理施設の整備

市町村が、平時より廃棄物処理施設の余力の把握に努め、一定の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくよう、府は必要な技術的助言を行う。

(2) 産業廃棄物処理施設の整備

リサイクル施設を含め、産業廃棄物処理施設の整備については、産業廃棄物の減量その他適正な処理を確保することが重要であり、民間事業者による施設の整備を基本として推進する。

また、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、地域の円滑な合意形成や生活環境の保全が図られることが重要であるため、府手続条例を適正に運用する。

(3) 公共関与による処理施設の整備

ア 株式会社京都環境保全公社への支援

産業廃棄物の処理に不可欠な中間処理施設や最終処分場については、民間事業者での施設確保が容易でないため、今後とも本府及び京都市は、府内の主要企業とともに株式会社京都環境保全公社の施設整備等に対して必要な支援を行う。

イ 大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス事業）の推進

大阪湾圏域の廃棄物が埋立てられている大阪湾フェニックス事業については、府内の最終処分場の一つとして位置付け、今後とも一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理のために事業の推進を図る。

5 不適正処理対策

(1) 監視指導体制の強化

不法投棄等の不適正事案を早期発見・早期対応するため、不法投棄・盛土情報ダイヤルに寄せられる通報を関係部局で迅速に情報共有するほか、次世代型の監視カメラやドローンなどデジタル機器の導入を進めるなどし、監視指導体制を強化する。

(2) 関係部局との連携強化

不法投棄等事案に加えて、残土処分等の盛土について複数法令に関連した不適正な事案が確認されており、不法投棄等対策広域機動班として、盛土関係も含めて一元的な対応を行う体制を強化する。

また、悪質・巧妙化する事案に対しては、引き続き警察と連携していく。

(3) 広域的事案への対策強化

府境を越えた不法投棄等事案について、周辺府県市で構成する「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会」に参画し、情報共有を実施して対応する。

6 京都府の率先行動等

(1) グリーン購入の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、地方公共団体の努力義務とされている「グリーン調達方針」が未策定の市町村に対し引き続き策定に向けて技術的助言を行う。

(2) プラスチックごみ及び食品ロスの削減

府庁率先行動として、公共調達におけるプラスチック代替製品活用の検討、環境マネジメントシステムを通じた全職員のマイボトル持参等によるプラスチックごみの削減の実施、フードドライブの実施など庁舎内における使い捨てプラスチックごみや食品ロスの削減を推進する。

第2節 オール京都によるパートナーシップの強化

1 エシカル消費など関係団体との取組連携

エシカル消費※の普及を図るため、消費者団体、事業者団体、行政関係機関等で設立した京都エシカル消費推進ネットワークと連携して、イベントや講演会等を開催する。

こうした関係団体等と連携した取組を継続・拡大していくことを通じて、府民の行動変容の促進を図る。

〔 ※ エシカル消費：地域の活性化や雇用等を含む、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）のこと。 〕

2 府民が一体となった不法投棄の監視強化

府民団体、事業者団体及び行政機関からなる不法投棄等撲滅府民会議の取組により、府民一人ひとりが地域を守るという機運を醸成するとともに、不法投棄の未然防止や早期対応を推進する。

また、関係団体との合同パトロールを実施することで、不法投棄の抑止を図る。

3 多様な主体と連携した散乱ごみや海岸漂着物処理の体制構築

令和3（2021）年3月に策定した「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者、府、市町、地域団体、国機関と連携して海岸漂着物等の回収・処理事業を推進するとともに、海岸漂着物等の発生抑制事業として、内陸市町村も巻き込んだイベントの開催等を行う。

また、京都府海岸漂着物等対策推進協議会をはじめ、地域団体、企業等と連携・協力し、海岸漂着物等の発生抑制・処理を推進していくとともに、漁業者と連携した海岸漂着物等の回収プラットフォームを設置する。

さらに、市町村や企業と連携し、スポーツGOMI拾いやSNS等を活用したクリーン活動を推進するとともに、その行動を積極的に表彰するなど、内陸域から海岸漂着物等の効果的な発生抑制を推進する。

4 産学公による資源循環モデル事業の展開

（1）次世代型環境ビジネスの振興

プラスチックごみや食品ロスの削減を推進するに当たって、関係機関と連携して、デジタル技術を活かした次世代型環境ビジネスを地域で展開する。

また、今後増加が見込まれる太陽光設備について、メンテナンス業者、産業廃棄物処理事業者等が連携した太陽光発電パネル資源循環プラットフォームを設置し、IoTセンサーや電子マニフェスト連携等により、処理先の選定から業務管理までを一元化した管理システム導入を促進する。

重点

（2）資源循環分野におけるESG投資の拡大

廃棄物処理業者による循環型社会に資する経営等を促すために、金融機関によるESG融資（優遇金利等）の促進を図る。

（3）京都ビッグデータ活用プラットフォームの活用

素材生産や製造・流通に関する動脈部分を交えて資源循環に有用な情報をやりとりする京都ビッグデータ活用プラットフォームに参画し、新たなデジタル技術も活用して、産学公で廃棄物処理問題が抱える課題解決を図る。

5 循環型社会を担う人材の育成

京都の産学公の枠組みを活用して、廃棄物の3Rに資する幅広い人材の育成を推進する。

重点

第3節 気候変動対策等へのチャレンジ

1 緩和策（廃棄物分野における温室効果ガス削減）の強化

（1）プラスチックごみの3Rと紙素材等を含む再生可能素材への転換の推進

「京都府プラスチックごみ削減実行計画」を着実に実施することにより、プラスチックごみの3Rを促進していくことで、プラスチック由来の温室効果ガスの低減を推進する。

（2）地産地消によるバイオマス発電への整備促進

地域資源を活用したバイオマス発電施設の取組に対して支援するとともに、市町村による発電施設の整備促進について技術的支援を行う。

（3）ごみ処理の広域化等による廃棄物エネルギーの回収・利活用の推進

ごみ処理施設の広域化等については、将来の人口予測だけでなく、廃棄物処理に伴うエネルギー効率など様々な視点で考える必要がある。そのため、市町村や学識経験者の意見を踏まえ検討を進め、府が調整役となり、市町村相互の協議が円滑に進むよう技術的助言を行う。

（4）廃棄物分野のフロン対策

フロン適正管理アドバイザーの派遣やIoT技術を活用したフロン漏えい検知システムの導入支援により、機器の長寿命化を図るとともに、廃棄物の適正処理と併せて、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」の適正執行により、フロン類の大気中への排出抑制を図る。

2 廃棄物処理の強靱化、適応策（災害廃棄物処理対策等）の強化

（1）廃棄物処理施設の強靱化

市町村は、廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することが重要である。例えば、焼却施設については、災害時の電力供給や熱供給等の役割が期待でき、ストックヤードについては、災害廃棄物を保管することが可能となる。

このため、府は市町村による計画的な廃棄物処理施設の強靱化に向けた技術的助言を行う。

（2）市町村等との連携強化による災害廃棄物の適正処理体制の確保

災害発生時に迅速かつ適正に廃棄物処理に対応できるよう、全市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定に向けた支援を行うこととし、計画策定後も災害廃棄物処理の実効性確保を目的とした共同訓練等を行う。

また、非常時に迅速に対応できる相互応援体制を構築するため、市町村等が参加する京都府災害廃棄物処理連絡協議会において、研修などによる情報共有を行

重点

うとともに、ブロック別協議会を設置する。

（３）廃棄物処理事業者との協力体制の構築

「災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定」を京都府環境整備事業協同組合と、「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を公益社団法人京都府産業資源循環協会とそれぞれ締結しており、災害時には、廃棄物処理事業者等と協力して対応を行う。

（４）府域を超える災害廃棄物対策の推進

南海トラフ巨大地震などに対しては府域を超える災害廃棄物対策が必要となる。そのため、周辺府県市及び民間業者の支援を受けることが可能な体制を構築することとし、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会への積極的な参加・協力を継続するとともに、市町村等の処理施設の整備確保に向け、市町村へ助言を行う。

（５）土砂災害防止対策の推進

廃棄物処理法で定める廃棄物に該当しない「土砂」による埋立て等について、府土砂条例に基づき適正な土砂の埋立て等を早期に指導し、違反した事案に対しては厳正な行政処分を行う。

３ グリーンリカバリーを踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出

グリーンリカバリーの理念を踏まえ、廃棄物分野においてもエネルギーの地産地消に向けた取組や、新規技術の開発支援等を推進する。

また、オール京都の連携により気候変動対策に総合的に取り組み、環境・経済・社会の好循環を創出し、持続可能な社会を構築していくことを目指す。

WITHコロナ・POSTコロナによりライフスタイルやビジネススタイルが大きく変化していく中、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など新たな国の動きなどを踏まえると、廃棄物分野は過渡期と言えるため、地域特性の捉え方や、脱炭素に向けた取組など、統合的な視点に立って施策を進める必要があり、引き続き検討を行う。

第6章 各主体の役割

本章においては、循環型社会形成を推進するための各主体の役割を整理する。

第1節 循環型社会形成を推進するための各主体の役割

京都府における循環型社会の形成を推進していくためには、府民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの果たすべき役割を認識し、その役割に応じた取組を自主的に進めることが重要である。

府は、各主体間のコーディネーターとなり、各主体の連携による広域的な取組を進めるとともに、各主体だけの取組にとどまらず、府自ら3Rに率先して取り組み、情報発信を行い、取組の輪を広げるものとする。

1 府民の役割

- ・ 府民は、循環型社会を創る主体者として、自らの行動が社会を変えていく一歩であるとの認識のもと、マイバッグ、マイボトル等の携帯、繰り返し使用できる商品等の環境への負荷が少ない商品の選択、修理等による長期間の使用、食品の適量購入や食べ残しの削減等による食品ロスの削減等の実施など、消費行動による環境への負荷の低減を「我が事」として実行することが期待される。
- ・ ごみの排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクル料金の適正な負担や引き渡しを行うものとする。
- ・ 不法投棄や野外焼却などの不適正な処理が周辺住民の生活環境を脅かすだけでなく、循環型社会の形成の推進を脅かすものであることを理解し、不法投棄等を発見した場合には速やかに関係機関へ情報提供するなど、不適正処理を許さない社会づくりに協力するものとする。

2 民間団体の役割

- ・ NPO等の民間団体は、循環型社会の形成に向けて、3Rの推進等に関する府民の自主的な取組の推進役として、また事業者や行政等への循環型社会の形成に資する提言などを通じて、地域の課題の解決や多様な価値観を各種取組に反映することが期待される。
- ・ NPO等の民間団体は、府民、事業者、行政等の各主体をつなぎ、隙間を埋める取組を行うなどにより、各主体間の連携・協働を進めることが期待される。

3 観光客の役割

- ・ 京都府に訪れる観光客等は、マイバッグ、マイボトルの持参、料理の適量注文や食べ残しの削減、ごみの適正な分別等により、府内においても3Rに協力するものとする。
- ・ 京都府に訪れる観光客等は、ごみの散乱が起きないように、自らのごみは自分で持ち帰ることなどに努めるものとする。

4 事業者の役割

- ・ 製品等の生産者は、製品等の耐久性の向上及び修理体制の充実、製品等の設計の工夫や材質・成分の表示による適正処理困難化の防止、製品等が循環資源となったものの引き取り・循環利用に努めるものとする。
- ・ 事業活動に伴う廃棄物の排出者は、3 Rの推進とともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの発生抑制を意識するとともに、循環利用できないものについては、排出者責任のもとで適正処理を行うものとする。また、観光事業者は、京都府を訪れる観光客等がプラスチックごみや食品ロス等の削減に協力できるよう、観光客等への情報提供に努めるものとする。
- ・ 事業スタイルについて、脱炭素や環境配慮に資するスタイルを心掛け、「商品の提供から機能の提供」という考え方の可能性を含めて、ビジネス展開を進めるものとする。また、循環型社会を担う人材の育成について、関係者と連携して取り組むものとする。

5 廃棄物処理事業者の役割

- ・ 廃棄物処理事業者は、廃棄物処理の専門家として、新たな廃棄物処理技術に係る調査研究を行い、廃棄物の再生利用、減量化等の廃棄物処理の高度化に努めることにより、循環型社会の形成はもとより、廃棄物処理により発生する温室効果ガスの排出削減を図る観点でも重要な役割を担うものとする。
- ・ 廃棄物処理事業者は、排出事業者からの委託に基づいて廃棄物を適正に処理するにとどまらず、一般社団法人京都府産業廃棄物3 R支援センターと協力し、排出事業者に対して、3 Rや廃棄物処理に伴う温室効果ガスの発生抑制に関する助言を行い、排出事業者による3 R等に協力するものとする。また、循環型社会を担う人材の育成について、関係者と連携して取り組むものとする。
- ・ 廃棄物処理事業者は、社会経済活動の維持に不可欠なインフラの担い手として、災害時や感染症流行時などにおいても、安定的な処理体制を維持することが求められる。

6 市町村の役割

- ・ 市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、区域内における排出状況を把握した上で、ごみ処理の有料化や分別の促進等の地域の実情に応じた施策を実施することで3 Rを推進するとともに、適正な中間処理及び最終処分の実施を確保するものとする。
- ・ 市町村は、他市町村等及び府との連携による広域的な取組の促進を図るとともに、地域のさまざまな活動に伴う温室効果ガスの発生抑制に資する貢献を行うこととする。
- ・ 市町村は、廃棄物処理施設が地震等によって稼働不能とならないよう、施設の強靱化等を行うとともに、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に対応できるよう、府と連携し、災害廃棄物の適正処理体制を確保するものとする。

7 府の役割

- ・ 府は、府内の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況の把握を行うとともに、府民、民間団体、事業者等の各主体が、循環型社会の実現に向けて積極的に取り組むことができるよう情報収集・情報提供を行うほか、各主体と連携・協力し、各種施策を実施するものとする。また、各主体と連携し、地域のさまざまな活動に伴う温室効果ガスの発生抑制に資する貢献を行うこととする。
- ・ 府は、一般廃棄物の3Rや効率的な処理を推進するために、市町村と連携し、食品ロス・プラスチックごみの削減、ごみ処理の広域化等について取り組むものとする。また、産業廃棄物については、事業者等と連携し、報告制度、専門家派遣及び補助金等を活用して、3Rの推進等に取り組むものとする。
- ・ 府は、産業廃棄物の適正処理等の確保のため、事業者や産業廃棄物処理事業者に対して、必要な情報提供や指導監督を行うものとする。また、不法投棄等の事案に対しては、関係機関や警察と連携して対応していくものとする。
- ・ 市町村が廃棄物処理施設の強靱化を行えるよう、府は市町村に対し、技術的助言を行うものとする。また、災害廃棄物の処理については、関係団体や市町村と連携して処理体制を確保するものとする。
- ・ 府は、今後の循環型社会を担う人材の育成について、関係主体と連携して取り組むものとする。また、府民、事業者、民間団体等に対しては、意識高揚のため、環境教育・学習、啓発活動の充実を図るとともに、府民、事業者、民間団体等が行う先進的な取組については、表彰や取組事例の紹介を行い、普及に努めるものとする。

第7章 計画の進行管理

府は、本計画に掲げるビジョンや目標を達成し、本計画及び個別計画に基づく施策を推進する上で、より効果的に取組を進めていくため、各主体と十分に連携して確実にかつ迅速に施策を行う

また、府内の廃棄物等の発生・再生利用・処分状況等について、目標の達成状況や施策の効果を把握できるよう必要な調査や基礎データの把握方法の検討を行い、継続的に本計画の進捗状況について確認を行う。

さらに、廃棄物を巡る動向の変化や計画の進捗状況等に応じて、計画策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画の見直しを行う。

計画の進捗状況や施策の効果については、京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会で検証を行い、徹底したPDCAサイクルにより進行管理を行う。

なお、計画の進捗状況等は、京都府ホームページや環境白書等で公表する。